

# 関西労働者安全センター

# 関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター  
2007. 8.10 発行〈通巻第371号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



## 特集／クボタショックから2年

- 石綿健康被害者・支援者の連帯を  
クボタショックから2年 尼崎集会 ..... 2
- 兵庫県労委 住友ゴム工業事件で却下 ..... 7
- 労災保険法、石綿新法による認定状況の情報公開 ..... 10
- アスベスト報道ダイジェスト2007年6-7月 ..... 29
- 改善が必要な産業医制度  
あり方検討会の報告書が指摘するもの ..... 31
- 韓国からのニュース ..... 36
- 前線から (ニュース) ..... 40

6、7月の新聞記事から／42  
表紙／クボタショックから2年尼崎集会 (6月30日)  
【撮影：今井明】

'07 7・8

# 石綿健康被害者・支援者の連帯を

## クボタショックから2年 尼崎集会



クボタショックから2年たった2007年6月29日から3日間、尼崎市には、石綿健康被害者、支援者、行政、医療関係者、弁護士などが集まった。

勇気を持ってクボタに被害者が名乗りを上げてからこの2年の間に全国のアスベスト被害者が次々に声を上げ、05年06年

に労災認定および時効で新法認定を受けた中皮腫・肺がんの件数は3359件、06年3月27日からの新法で1107件（医療費1033件、弔慰金74件）となり、04年度までの労災認定件数849件の5倍以上の人が何らかの補償を受けたことになる。

アスベストをめぐる状況は大きく変化し、

石綿新法の制定や石綿関連法令の改正があり、クボタのような環境ばく露被害についても、大阪泉南、河内長野、奈良王寺、岐阜羽島、横浜鶴見と全国で起こっていたことが徐々に明らかになってきた。

集会では、これら大きな変化があった2年間を振り返り、取り組みや成果について話し合い、アスベストの根絶と全ての被害に対する補償を勝ち取るための課題を確認した。



「明日をください」写真展の様子

## 写真が語る当事者たち

「クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会」と題されたイベントは、29日正午から今井明氏の写真展で始まった。昨年出版された写真集「明日をください」でおなじみになった旧国鉄での被害者立谷勇さんや船員の笠原昭雄さん、尼崎で最初に声を上げた3人の患者らの写真はもちろんのこと、これまで撮り



大勢の参加者たち

ためた写真の中から約60点が展示された。

翌日からの集会でも今井さんは、被害者たちとの出会いについて触れ、被害者たちの訴えが、次々と連鎖を呼び、事態を動かしてきたことを紹介した。その主体となった当事者たちを写した写真展は、今回の企画の最初を飾るにふさわしいものだった。



クボタ被害を最初に訴えた一人、土井雅子さん

## 尼崎、そして

## 全国に広がった環境ばく露被害

集会では、白井文尼崎市長も挨拶を行い、また、尼崎市保健所の浅野悟郎氏も参加し、クボタショックまで、行政としては中皮腫の多発をまったく把握しておらず、ショックを受けたことなどを語った。白井市長は「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」のメンバーから寄せ書きを頼まれると、快く引き受けていた。



寄せ書きする白井市長



左：患者の矢木龍八さん  
上：平地千鶴子さん

この2年を振り返る報告の後は、兵庫県での労災の取り組み、そして、全国に広がった環境被害の各地からの報告が続いた。

また、医師としてもアスベスト被害者をサポートしている「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」所長の名取雄司医師からは、治療体制について、複数の医師が役割分担して心を含めてケアできる体制が必要であることや、治療法の現実についての話があった。

中皮腫患者でフィドル奏者の平地澄彦さんの妻の平地千鶴子さんがギター演奏しながら「千の風になって」を歌い、また患者本人である矢木龍八さんがサックスの腕前を披露する一幕もあった。

### 専門家らの視点

翌日7月1日は石綿問題に取り組む各専門家からの発表が行なわれた。

全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷杉郎氏は石綿をめぐる世界の動きを紹介し、石綿救済法の問題点を指摘した。

クボタ旧神崎工場周辺の被害者の疫学調査を行なった車谷典男奈良県立医科大学教授は、調査のための聞き取りで患者、家族の話から、たまたまそこに住んでいたという理由だけで被害を受ける不条理さを強く感



泉南での被害を報告する柚岡一禎さん（中央）

じたと言った。また、肺がんの調査が行なわれておらず、今後取り組みが必要なこと、また、クボタ工場内で多くの被害者が出ているながら地域に知らされずに問題が見過ごされたことから、このような情報を地域の行政に通報するシステムが必要などと意見を述べた。

同じく疫学調査を行なった大阪府立公衆衛生研究所の熊谷信二氏は、イタリアのカザーレにあったエタニットパイプ工場について工場労働者と周辺住民の調査が行なわれていたことを紹介した。1990年代に発表されたその調査で、工場労働者に石綿関連疾患が多発している場合は、周辺住民にも被害が及んでいる可能性が高いと指摘されていた。

また、アスベスト関西訴訟弁護団の位田浩弁護士は企業からの補償問題について解説し、弁護団で取り組んだ事例の一部を紹介した。相談電話は途切れることがなく、これから相談は増々増えるだろう。



会場内には、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会による展示も

中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉冬史氏は建築資材に使われたアスベストが今現在もアスベストばく露をもたらしている現状を紹介し、子どもたちをこれら環境ばく露から守らなければいけないと訴えた。

集会は最後に「アスベストのない社会を！尼崎宣言2007」を拍手で確認して閉会した。

(写真提供：今井明、関西労働者安全センター)

## アスベストのない社会を！ 尼崎宣言 2007

2005年6月29日、クボタ旧神崎工場内で多数のアスベスト被害が発生しているだけでなく、工場周辺でも3名の中皮腫患者と2名の死亡者が確認され、クボタが周辺被害者に見舞金を支払う方向であることが明るみになりました。3名の患者が勇気と確信を持って肉声で社会に訴えたのです。これを起点として泉南で、羽島で、奈良で、横浜で、そして日本中のアスベスト被害者と家族が病気の原因に気づき、怒り、正当な補償・救済と対策を企業と政府に求めて立ち上がりました。

尼崎では中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と尼崎労働者安全衛生センターが中心となり、多くの中皮腫等患者、家族からの相談に懸命に対応するとともに、専門家に疫学調査を委託し因果関係の究明に努力しました。その結果、工場とその周辺における中皮

## 特集 / クボタショックから2年

腫多発との因果関係が明らかにされ、結成された患者と家族の会尼崎支部はクボタに謝罪と補償を求めました。これに対してクボタは、社長が患者と家族に直接謝罪し、交渉のち裁判を経ることなく早期に被害者に対する「救済金制度」をスタートさせました。現在までに、療養中の28名を含む156名がクボタに書類を提出し、135名に救済金が支払われましたが、残念ながら今後も被害者は増加していくとみられます。「患者の治療とケアの向上」「救済範囲の拡大（距離、居住期間等）」「新法で認定されにくい肺がんの救済」「患者家族、周辺住民への健康管理・支援対策」「工場内外の疫学調査等の全容解明作業」が私たちに課せられた当面の課題です。

本日、私たちは「クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会」を開催しました。集会では、こうした2年間の取り組みと成果を報告し、今後の課題を話し合いました。さらに、各地の被害者・住民団体、専門家から貴重な報告をいただき、有意義な交流をもつ中で、すべてのアスベスト被害者の連帯を発展させていくことの重要性を確認しました。このたびJR尼崎駅前に設置した尼崎労働者安全衛生センターと患者と家族の会の共同事務所を、運動と連帯のための拠点として活用していきます。

クボタショック2年を経た今、

- 1) 中皮腫などのアスベスト疾患の早期発見・治療方法の改善・ケアの充実
  - 2) アスベスト新法の即時見直し、すべてのアスベスト被害者への格差と隙間のない救済
  - 3) 解体、改修などにおける既存アスベスト対策の強化
  - 4) 労災認定事業場名の公表をはじめとする徹底した情報公開
  - 5) 日本、アジア、世界のアスベスト全面禁止
  - 6) アジア、世界のアスベスト被害者、アスベスト禁止運動との連帯
- が私たちの共通の課題であることを本集会でも確認しました。

すべての被害者、支援団体の連帯を進め、アスベスト問題における政府と企業の責任を様々な手段で追及し、格差と隙間のない補償・救済、そしてアスベストのない社会を実現するために全力を尽くしていくことを、ここに宣言します。

2007年7月1日

クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

# 兵庫県労委 住友ゴム工業事件で却下 退職後相当期間経って組合に加入した 労働者の団交権

関西労働者安全センター 中村 猛

## はじめに

兵庫県労働委員会（以下、県労委）は7月5日の公益委員会議で、ひょうごユニオン（以下、労組）が住友ゴム工業（株）（以下、会社）を相手に申請した団体交渉拒否の不当労働行為救済申し立てについて、これを却下した。

労組が会社に対して、①会社での石綿の使用状況を明らかにすること。②退職者に対する健康診断を実施すること。③定年後の労災認定者に対する企業補償制度を創設することを求めて団体交渉を申し入れたところ、会社がこれを拒否したため救済を申し立てたものである（「関西労災職業病」2月号参照）。

この事件の争点は、組合員が労働組合法第7条2号にいうところの「使用者が雇用する労働者」であるかどうかであった。組合員は3人で、それぞれ平成2年と12年に会社を定年退職した元従業員2人と、平成

12年に中皮腫で死亡した元従業員の妻である。

## 兵庫県労委の判断

判断はあっさりしたもので、①「労働組合法第7条2号にいう『使用する労働者』とは、原則として当該使用者と現に雇用関係にある労働者をいい、……特別な事情が存する場合を除きかつて使用者に雇用されていたにすぎない者は、これに含まれないものと解するのが相当である」。②「労働組合法に定める団体交渉とは、労働組合と使用者とが、労働条件や労使関係上のルールについて、労働協約を締結することなどにより、労働条件の維持改善を図り、もって正常な労使関係を確立するための交渉をいうものと解される。……(労組の求める)団体交渉の議題は退職者およびその遺族にしかるべき対応を求めるものであって、会社における円滑な労使関係を将来に向けて確立するためのものでなく、会社の団体交渉応諾義務

を認めることによって正常な労使関係の回復につながるというものでもない」。③「会社の安全配慮義務違反などを理由として何らかの請求を行いうるとしても、それは労働組合法に定める団体交渉を持つて解決すべき問題であるとはいえない」。④「石綿による健康被害は、潜伏期間が長く、発症が退職後になることが多いなどといった特殊性があるとはいえ、このことのみを根拠として団体交渉を要求する権利があるとの組合の主張を採用することはできない」であった。

### この結果は予想されたものであった

この結果は申請した時からある程度予想されたものであった。

不当労働行為を申請した時の県労委の態度は、「これはどうしても労働事件でなければならぬのですか？」であった。「本筋は中皮腫で亡くなった方の補償でしょう。団交が行われてもそこで解決するかどうか分からないのだから、損害賠償を請求されたいかがですか？」と……。団体交渉で解決するか、損害賠償で解決するかは、まさに組合側の選択であって、正直言って「大きなお世話であった」。

組合は団体交渉という自主交渉を通じて解決しようとする方法を選択したのであって、労働委員会は団体交渉拒否が正当な理由によるものかどうかを判断してくれさえすればよいというのが組合側の態度であった。

上記県労委の判断にそれがよく現れてい

る。すなわち「会社の安全配慮義務違反などを理由として何らかの請求を行いうるとしても、それは労働組合法に定める団体交渉を持つて解決すべき問題であるとはいえない」という下りである。ここには「労働委員会ではなく裁判所に行かれたらいかがですか？」という姿勢が丸見えである。

なぜ憲法は労働組合に団交権を保障しているのか？損害賠償が請求できるなら、裁判を勧めるという県労委の姿勢は、労働委員会の使命を放棄したものであると言っても過言ではあるまい。「裁判は裁判」、「団体交渉は団体交渉」である。

### 県労委の判断は実際上も間違っている

会社は労組との団交を拒否しながら、今年3月14日に「退職者の皆様に対するアスベスト（石綿）健康診断の実施について」と題する文章で、「在職中にアスベスト使用職場に在籍されていた退職者の皆様には健康診断の受診をご案内しております」「今般のアスベスト問題の高まりを考慮し、企業の社会的責任として、退職者の皆様を対象に……健康診断を実施する」と発表し、次いで4月13日には「退職者向けアスベスト（石綿）健康診断実施中」と題する文章で、「当社は本年4月1日に石綿災害特別補償制度を設立しました。……当社独自の特別補償を行います。」と発表した。

これこそが労組が会社に求めた要求内容の②と③に対する回答である。労働組合の要求に沿って協議決定すれば、労働協約を結ぶことができたのである。



しかし労組が会社に求めた要求内容の①については、会社は何も答えていない。団体交渉の課題は未だに残されたままである。労働者を不安に陥れているのは、当時どれほどのアスベストが、どのように使われていたか分からないことである。これについては、一体いつ誰が、どこで答えてくれると県労委はいうのか。これを損害賠償でやれと言うのなら、実際に損害が発生したものでなければ聞く機会がないではないか？損害が発生するまで待てというのか。これこそ団体交渉でなければ聞けない課題である。

### 県労委敗北の反省

損害賠償による解決はあくまで当事者同士の解決に過ぎない。効力は当事者にしか及ばない。労組との団体交渉で合意すれば現在の組合員、将来の組合員のすべてにその効力は及ぶ。それは個人の権利から労働者全体の権利、すなわち労働条件になる。

なぜ労働組合が団交に拘るのか、「団交でなければならなかったか」は、労働者の労働

条件はすべて労働組合との団体交渉によって決すべきであるという、労組として当然の立場からであった。団体交渉と裁判は違うということ、今更のように労働委員会で訴えなければならぬというのは残念ではない。しかしこの点が決して十分でなかったのは事実である。

従来判例法理では、退職後10年、20年経って組合に加入した場合の団交権について、確かに厳しい判断をしてきた。しかし、ことは潜伏期間が20年から50年ともいわれるアスベスト被害である。労働委員会がこのような被害を扱うのは初めてであろう。このようなアスベスト被害の特性が、そしてその被害の重篤性が、従来判例法理の変更を必要としていることについて、十分に訴え切ったかという点についても不満を残した。

次は舞台を神戸地裁に移して行政訴訟になる。全国で最初にアスベスト被害の団交権に関する労働委員会命令を出されたものとして、責任を大いに感じながら、必勝を期して頑張りたい。

## ノンアスベスト社会の到来へ -暮らしの中のキラードアストをなくすために-



著者 : 石綿対策全国連絡会議  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編  
発行 : かもがわ出版著  
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)  
体裁 : A5判 112頁  
定価 : 1,260円 (本体価格1,200円)

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性がります。ぜひ、一読を。

# 労災保険法、石綿新法による 認定状況の情報公開

## 関西労働者安全センター事務局

本誌前号で、石綿被害の労災認定件数が激増し、不支給件数の増加などの問題が大きくなっていることを報告した。

クボタショックの発端はクボタが「自社の被害状況の詳細を情報公開したこと」にあった。石綿被害を多発させた石綿、造船業界をはじめ企業側の被害情報のマスコミ公表が相次ぎ、クボタショック後わずか1ヶ月後の2005年7月末には、2004年度までの中皮腫・肺がんの労災認定事業場名を厚生労働省が公表するまでになった。

しかしその後、マスコミの圧力の低下などとともに企業の情報公開度は低下、それに合わせるように厚生労働省は労災認定事業場名の公表を拒むまでに後退している。2005年度、2006年度の労災保険による肺がんと中皮腫の認定件数と、時効になった事案を救済するための石綿新法の認定件数を合計すると約3400件にのぼる。これは、2004年度以前の認定件数の4倍に達する。

被害救済の基礎は情報公開。

「どこでどういう被害が生じているか」を社会に明らかにすることの重要性はクボタショック後2年たった今も変わらない。

そこで、後退した現状のなかであえて当センターは、労災認定状況がどうなっているかを少しでもさぐるために厚生労働省に

対して情報公開請求を行った。

まず、全国47都道府県労働局に対して労基署別の労災補償状況について開示請求を行った。その結果、各局から2005年度と2006年度の労基署別、疾病別の認定状況が開示された（一部の局では2006年度のみなど、若干ばらつきのある開示内容となった）。

この第一段階の開示結果によって、各都道府県労働局が請求事案を登記した「処理経過簿」が電子ファイル（エクセル形式）で作成され、厚生労働省が運用する「労働基準行政労働システム」の中の「電子掲示板」に登載されて、随時更新されており、本省・地方局で参照、ダウンロード等できるようになっていることがわかった。第2段階としては、この処理経過簿に関する開示請求を各都道府県労働局、本省に対して行った。

そうした開示請求の結果、いままでに労災保険と石綿新法での事案について

- 1) 2005年度、2006年度の労基署別、疾病別の認定件数
- 2) 2005年度、2006年度の認定事案（業務上）について「処理経過簿」（一部開示）
- 3) 処理経過簿の作成、運用に関する事務連絡を入手した。

現在、「2005年度、2006年度に決定のあった全請求事案についての処理経過簿」の開

示請求を行っている。

以下に、現在までの開示結果を紹介し、また、一部しか開示されなかった処理経過簿とこれまでの公開情報から見えてきたことについて若干検討してみた。

いずれにせよ、厚生労働省はいつでも労災認定事業場名の公表ができる状態にあることが明確になったわけで、今後、粘り強く各方面に情報公開の重要性を訴えながら、国・厚生労働省に対して労災認定事業場名などの情報公開を迫っていきたい。

むろん、被害を発生させた企業がその社会的責任として情報を開示するべきであることは言うまでもなからう。

### 処理経過簿による管理

まず、今回の開示情報の源になっていることがわかった「処理経過簿」について述べる。

労災請求事案を「処理経過簿」によって管理している例はめずらしいことではなく、脳・心臓疾患や精神疾患についても同様なやり方をとっているようである。

「平成17年度以降の、石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の請求・業務上外認定事案、補償状況等について、調査、報告の作成、上局への提出等を厚生労働省から各労働局や各労基署の担当職宛に指示した文書、書式等の一式（通達、事務連絡、メモのすべて）。（労災保険法と石綿救済法によるもの）」として厚生労働省に対して、7月10日付で開示請求したところ「処理経過簿」につ

いて次の三つの事務連絡が開示された。

- ①「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」2005年9月7日
- ②「特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について」2006年5月29日
- ③「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿（労災保険法分）について」2006年8月7日

①によって、石綿による肺がん、中皮腫について、2005年度以降の労災保険における決定事案すべてが登録されることになり、②で時効救済の石綿新法でのすべての請求事案が登録されるようになり、③で②に合わせる形で処理経過簿が改変されて現在に至っているということである。

①から③の変更は、1件1行で登録されること、疾患コードの「3：その他」が加わるなど記載コードが若干変更になっていることである。

1件1行としたのは、データの整理分析上は当然の改訂だろう。エクセル上や他のデータベースソフトを使ってデータを操作するためには不可欠といえる。

「その他」の疾患は、肺がんと中皮腫以外の補償対象石綿疾患である石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等のことだが、調査の結果、請求時の疾患名とは別の疾患名での認定になったときも想定したコード設定になっている（たとえば、石綿肺がんとして請求されたものが、じん肺合併肺がんとして認定された、といった場合）。

今回の開示請求によって、「処理経過簿」が存在することがわかった。労災認定事業場名の公表という観点では、処理経過簿関

## 特集 / クボタショックから2年

連事務連絡、それに基づいて作成された処理経過簿が焦点ということになる。また、処理経過簿の作成更新とともに、決定事案については「調査復命書写」を局に保管せよ、との指示もなされており、石綿関連疾患の補償状況を系統的に把握し、分析できるようにしてある、ということである。

ただし、処理経過簿は、現在は、「労働基準行政情報システム」内の「都道府県労働局掲示板」に登載されており、本省一局の縦方向の参照、更新が可能だが、局間の参照はできないようになってきているとみられる。つまり、処理経過簿の横の共有は図られていないようである。さらに、各事案の調査復命書に記載されているような、曝露、認定に関する重要な情報についての共有がシステム上どのように図られているのかも、私たちに未だ不明だ。

以下、3つの事務連絡の全文。

事務連絡

平成17年9月7日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室長

石綿による肺がん及び中皮腫の  
処理経過簿の作成について

現在、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況から、労災補償行政においては、今後、石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求事案(以下「石綿労災事案」という。)の請求及び認定の状況に

ついて、国会等からの照会に迅速・的確に対応する必要があります。

このため、当分の間、各局及び本省において、常時、最新の石綿労災事案の請求及び認定の状況を把握できるよう、下記により平成17年4月1日以降に請求のあったすべての事案について、石綿労災事案の処理経過簿(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしましたので対応をお願いします。

なお、処理経過簿の項目については、「職業がん個人調査票」と内容が重複する部分が多いことから、「職業がん個人調査票」の平成18年度以降の作成・報告方法については、別途検討の上、通知します。

記

### 1 処理経過簿の作成方法

別添様式を電子ファイルとして労働基準行政情報システムにより各労災補償課長あて送付するので、局においてこれに各項目の内容を記入して作成し、さらにこれを労働基準行政情報システムの本省掲示板に掲示するものとする。

### 2 処理経過簿の初期作成

処理経過簿の初期作成は平成17年9月16日までに行うこと。その際、平成17年4月1日以降に請求がなされたものに加え、平成17年3月31日時点において、請求がなされているが決定がなされていない事案及び平成17年度において決定がなされた事案についても登記すること。

### 3 処理経過簿の更新

処理経過簿は、石綿労災事案について当該事案に係る最初の受付がなされた時点で登記し、記載事由が発生する都度更新すること。

### 4 調査復命書写の局での保管

石綿労災事案については、本省において個々の事案の内容の詳細を把握する必要が生じることも予想されることから、当分の間、決定がなされた場合には、調査復命書の写を所轄署から提出させ、局において整理・保管しておくこと。

なお、決定を行った事案について処理経過簿を更新するに当たっては、調査復命書の内容を十分確認すること。

### 5 記載に当たっての留意事項

(1)「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること

肺がん:1 中皮腫:2

(2)「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。

(3)「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。

(4)「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。

業務上:1 業務外=2

(5)「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2

時効・その他=3

(6)「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り:1

胸膜プラーク所見有り:2

石綿小体・石綿繊維有り:3

医学的所見等無し=0

(7)「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した

(場合には、「備考」欄に自署が回送元である旨と、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に自署が回送先である旨と、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

(9)「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

例 1. 他の事業におけるばく露歴を〇〇年から有する。

2. 当初じん肺で療養していたが、〇〇年から中皮腫で療養。

(10) 記載に際しては、各監督署ごとに請求年月日順に掲示すること。

### 事務連絡

平成18年5月29日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室長

特別遺族給付金に係る

請求・認定状況の把握について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、同法に基づく特別遺族給付金に係る請求書の受付が本年3月20日から開始されたところである。については、当該給付金に係る請求及び認定状況を把握する必要があるため、当分の間、下記により、「特別遺族給付金に係る処理経過簿」(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

## 特集 / クボタショックから2年

### 1 処理経過簿の入力について

労働基準行政情報システムにおいて処理経過簿様式(別添)を各局労災補償課長あて送信するので、下記(1)及び(2)により、各項目を入力した上で、労働基準行政情報システムの本省揭示版に揭示されたい。

(1) 当月中に特別遺族給付金に係る請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付、支給・不支給決定を行ったものについて、各局労災補償課において、管内の各署の状況を取りまとめた上で、翌月15日までに入力し、揭示するものとする。

なお、自局管内の署間における回送処理についても上記と同様に入力する。

また、平成18年3月から4月において、請求書の受付、回送処理、支給・不支給決定を行ったものについては、平成18年5月31日までに入力し、揭示するものとする。

(2) 報告の対象となる期間内(毎月1日～毎月末)において、支給・不支給決定が行われていないものについては、「局名」、「署名」、「労働者等氏名」、「生年月日」、「性別」、「請求種別」、「請求年月日」欄までを入力すること。その後、当該事案について支給・不支給決定を行った時点で、決定日の属する、月分の報告において残りの欄を入力すること。

### 2 入力に当たっての留意事項

(1) 「局名」欄については、局コード(2桁の番号)を入力すること。

(2) 「署名」欄については、各署の名称を入力すること。

(3) 「労働者等氏名」欄については、姓と名の間に一文字分スペースを空けること。

(4) 「生年月日」、「請求年月日」、「死亡年月

日」、「決定等年月日」、「ばく露開始年月」、「ばく露終了年月」欄については、和暦を使用すること。また、元号は大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること(例昭和13年4月20日→S13. 4. 20)。

なお、取下げ又は回送済み事案についても、当該年月日を「決定等年月日」欄に入力すること。

(5) 「性別」、「請求種別」、「疾病名」、「医学的所見等」、「決定等の区分」、「ばく露作業の種類」及び業務外の場合の「理由」欄については、処理経過簿の各項目欄に記載されている所定のコードを参照し、番号のみを入力すること。

なお、業務外の場合の「理由」欄へのコード入力に当たっては、以下も参考にされたい。

- ・「労働者非該当」: 労働者としての雇用の事実関係が確認されなかったものをいう。
- ・「ばく露作業歴なし」: 認定基準に定める石綿ばく露作業への従事が確認されなかったものをいう。
- ・「ばく露作業歴の不足」: 石綿ばく露作業に従事していたことが確認されたものの、認定基準において疾病ごとに定める石綿ばく露作業従事期間の要件を満たさなかったものをいう。
- ・「医学的所見なし」: 診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料により、石綿肺、胸膜ブランク、石綿小体、石綿繊維が確認されなかったものをいう。
- ・「医学的資料なし」: 診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料が残されていないものをいう。
- ・「対象疾病以外」: 特別遺族給付金の対象となる疾病ではないものをいう。
- ・「その他」: 戸籍謄本・抄本や死亡届書記載事項証明書等、省令で定める書類がない

ものなどが該当する。

- (6)「請求年月日」欄については、他の署から回送されてきた請求書である場合、回送された請求書を自署において受け付けた年月日ではなく、請求人から請求書の受付手続きを行った年月日を入力すること。
- (7)「業種番号」、「ばく露作業の種類」、「ばく露開始年月」及び「ばく露終了年月」欄については、業務上として決定した事案についてのみ入力すること。

また、「業種番号」欄については、業務上としての支給決定事務において使用した労災保険適用事業細目表の「事業の種類番号」(2桁の番号)を入力すること。

「ばく露開始年月」は当該労働者の職歴上、初めて石綿ばく露作業に従事した年月をいうのであって、必ずしも最終ばく露事業場において初めて石綿ばく露作業に従事した年月と同じではないことに注意すること。

- (8)「備考」欄については、以下の要領にて入力すること。
- ・業務外の場合の「理由」が「7その他」に該当する場合、その理由を入力すること。
  - ・調査の結果、所轄が異なるために請求書を回送した場合、回送年月日、回送先の局署名を入力すること(例「H18. 4. 20〇〇局〇〇署に回送済み」)。また、回送された請求書を受け付けた署は、処理経過簿の各項目に当該請求の内容を入力するとともに、回送された請求書を受け付けた年月日、回送元の局署名を入力すること(例「H18. 4. 25 〇〇局〇〇署から回送受付」)。
  - ・上記以外に特記すべき事項があれば入力すること。

事務連絡

平成18年8月7日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室長補佐

石綿による肺がん及び中皮腫の  
処理経過簿(労災保険法分)について

標記処理経過簿については、平成17年9月7日付け補償課職業病認定対策室長名での事務連絡により、各局において作成され、更新が行われているところですが、今後の円滑な集計作業を目的として、別添様式に変更することといたします。

つきましては、本年7月末までの各局管内における、労災保険法に係る石綿による肺がん及び中皮腫の請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付及び支給・不支給決定・取下げの状況について取りまとめた上で、従来から使用している様式を入力し、8月15日(火)までに労働基準行政情報システムの都道府県掲示板に掲載するようお願いいたします。

右期日までに各局により掲載された処理経過簿について、本省において別添様式にデータを移替える作業を行い、順次、移替えた後の様式(電子ファイル)を労働基準行政情報システム上の電子メールにより各局労災補償課長あて送付しますので、以後は送付を受けた様式を更新するようお願いいたします。

7月末までの分を入力後、本省より移替えた後の様式の送付を受けるまでは、各局における更新作業は一時停止してください。なお、変更点は、従来から使用している様式の入力項目を一行に並べたことにあり、入

## 特集 / クボタショックから2年

力項目及び入力に当たっての留意事項については追加・変更が無いことを申し添えます。

記載に当たっての留意事項

(1)「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること

肺がん=1 中皮腫=2 その他=3

(2)「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。

(3)「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。

数字と数字の間にスペースを入れたり、「・」を使用したりせず、エクセルにおける日付として入力すること。

(4)「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。

業務上:1 業務外=2 取下:3 回送済み=4

(5)「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当=1 認定基準非該当=2  
時効・その他=3

(6)「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り=1

胸膜プラーク所見有り=2

石綿小体・石綿繊維有り:3

医学的所見等無し:4

(7)「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

(8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。

また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に、回

送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

(9)「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

例 1. 他の事業におけるばく露歴を〇〇年から有する。

2. 当初じん肺で療養していたが、〇〇年から中皮腫で療養。

### 労基署別決定状況

厚生労働省は2005年度以降の補償状況について、石綿による肺がん、中皮腫の2005年度、2006年度都道府県別請求、支給、不支給決定件数をHP上に発表している。

2005年度:

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/h0530-1.html>

2006年度:

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-2.html>

しかし、年度間で内容が統一されていないかかったり、不支給件数についての情報が示されていない部分が多いなど、このHP上の公表には問題が多い。

労災認定事業場名の公表を厚労省が拒んでいる中、少しでも詳しい認定状況を知ろうとして、労災認定件数が突出して多い兵庫局と大阪局に対し、本年4月27日付で各局管内の過去の石綿による肺がん、中皮腫の労基署別、年度別の請求件数、支給件数、不支給件数がわかる資料について開示請求を行った。

両局から同一日付(5月24日付)で開示決定通知書が届き、ほとんど同じ内容だが



表の形式が違う開示文書を入手した。

1) 労災保険法について2005年度、2006年度の、労基署別、疾患別請求件数、支給件数、不支給件数一覧表。

2) 石綿新法について平成18年度末締め  
の労基署別、疾患別請求件数、支給件数、  
不支給件数一覧表(ただし、兵庫局は請求件  
数は署合計件数、大阪局はすべて疾患別で  
ない件数。)

の2種類。

2局の開示内容から全国各局で同様のま  
とめ資料を作成していることが予測された  
ので、6月上旬に残り45局に同内容で開  
示請求を行い、順次開示された。ただし、2006  
年度だけで、2005年度分はなし、という局が  
少なからずあった

ちなみに、当センターでは情報公開法施  
行を契機に労災認定情報の情報公開に取り  
組む中で、石綿による肺がんと中皮腫の労  
基署別の請求、支給、不支給件数について、  
1999年度から2003年度まで(2003年度は請  
求件数はなし)厚生労働省から情報提供さ  
れていたが、2004年度以降は提供が行われ  
なくなっていた。

### 認定事案の一覧表

労基署別、年度別(2005年度、2006年度)、  
疾病別の労災補償状況の開示結果でわかっ  
たことは、「2005年度から年度ごと、各局ご  
とに補償状況の統一的な内容でのまとめ」  
が行われるようになっていたことである。  
その基礎には、クボタショック後の請求件  
数の増大などに対応して一定の一貫した事

案管理が行われるようになったことを推測  
させるものだった。

そこで、6月7日付で兵庫、大阪局に対し  
て「過去の石綿による業務上疾病(肺がん、  
中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石  
綿胸水)の認定事案について、当該事案につ  
いての労災保険適用事業場名、所轄労基署、  
認定疾病名等の一覧表ないしこれらがわか  
るような調査個票等の資料のすべて(労災  
保険法と石綿救済法によるもの)。局、管内  
労基署の保有するもの。」との内容で開示請  
求を行った。

6月下旬には残り45局に対しても同じ請  
求を行った。

7月6日付で先行して請求していた兵庫、  
大阪局から「開示決定期限の延期通知」が届  
いた後、7月下旬から8月上旬にかけて全47  
局の開示決定書が順次到着した。

開示されたのはいずれも、「処理経過簿」  
から労災保険法と石綿新法の「認定事案」  
(業務上事案)を抜粋して、一部をマスキ  
ング(黒塗り=不開示)したもので、労災保  
険法については2005年度分と2006年度分、  
石綿新法については法施行の2006年3月27  
日から2006年度末までの分。局によっては年  
度によって分けて開示したところもあった。

2004年度分までの肺がん、中皮腫につ  
いては労災認定事業場名が開示されているの  
で、今回開示された処理経過簿は、2005年  
度以後の「開示されていない分のすべての認  
定事案のリスト」ということになる。

### 多い不開示部分

開示された処理経過簿のフォーマットは、労災保険法分は前述した事務連絡③、石綿新法は事務連絡②の様式によるものだ。(労災保険法の処理経過簿は次々頁、石綿新法の経過簿は次々々頁参照。黒塗りは不開示部分。)

開示項目は次の通りで、他の項目は不開示とされた。

不開示理由は「情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるというもの。

### 【労災保険法：

石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿】

局名 (ただし、コード番号)

労基署名

性別

疾病名

業種 (4桁又は2桁コード等)

業務上外 (今回はすべて業務上：1)

備考 (ただし、所轄署の変更、疾患名など  
の一部開示)

### 【石綿新法：

特別遺族給付金に係る処理経過簿】

局名 (ただし、コード番号)

労基署名

性別

疾病名

決定等の区分 (今回はすべて業務上：1)

業種番号 (2桁の業種コード)

備考 (ただし、所轄署の変更などの一部開示)

「労働者氏名」が個人識別情報等にあたるとするのはその通りだが、「職種」(労災保険法)は問題はなかろう。「事業場名」、「ばく露作業の種類」(石綿新法)を明らかにすることが、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とはいえない。いずれにせよ、個人を識別できないやり方で整理、開示することは可能だろう。クボタショック後の労災認定事業場名の開示のやり方を踏襲すればいいのだが、厚労省はこれを行おうとしない。

なお、「ばく露作業の種類」(石綿新法)に記入すべきコードが、事務連絡③からは不明である。

### 大阪・兵庫局管内の労基署別補償状況

2005年度～2006年度の大阪・兵庫局管内の石綿による肺がんと中皮腫の補償状況をまとめると表1になる。

この期間の肺がん・中皮腫の都道府県別認定件数は、1位：大阪(肺がん：123、中皮腫：217、計340件)、2位：東京(肺がん：155、中皮腫：157、計307件)、3位：兵庫(肺がん：98、中皮腫183、計：281件)。

大阪・兵庫の認定件数の全国(肺がん：1009件、中皮腫：1509件)に占める割合は、肺がん：22%、中皮腫：27%、計：25%で、約4分の1である。

労基署ごとにとみると、兵庫では尼崎、神戸西、神戸西に集中し、大阪は全体的に多いという傾向。特に、尼崎の多さが目立つ。時効救済のための石綿新法分を合わせると、尼崎は128件にのぼっている。クボタ旧神崎工

表1 大阪・兵庫局の石綿肺がん、中皮腫の労災保険法・石綿新法(時効救済)補償状況 2005-2006年度

制度 疾患	労災保険法:2005-2006年度						石綿新法:2006年度(2006.3.27~)						労災法+石綿新法 の支給件数			
	肺がん			中皮腫			肺がん			中皮腫			不支給	計		
	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給				
<b>大阪局</b>	<b>183</b>	<b>123</b>	<b>33</b>	<b>275</b>	<b>217</b>	<b>39</b>	<b>458</b>	<b>340</b>	<b>72</b>	<b>30</b>	<b>69</b>	<b>193</b>	<b>99</b>	<b>153</b>	<b>286</b>	<b>43</b>
2701 大阪中央	19	15	5	42	34	8	61	49	13	1	7	15	8	16	41	5
2702 大阪南	19	14	3	26	21	4	45	35	7	2	7	18	9	16	28	4
2703 天満	13	7	2	20	13	2	33	20	4	4	4	16	8	11	17	2
2704 大阪西	20	18	1	21	15	6	41	33	7	1	2	15	3	19	17	3
2705 西野田	9	5	2	18	15	1	27	20	3	1	9	18	10	6	24	3
2706 淀川	21	11	7	19	21	2	40	32	9	2	7	14	9	13	28	4
2707 東大阪	18	15	3	37	26	6	55	41	9	5	6	23	11	20	32	5
2708 岸和田	18	9	1	15	10	2	33	19	3	11	8	32	19	20	18	3
2709 堺	20	12	4	26	22	2	46	34	6	0	10	16	10	12	32	4
2710 羽曳野	2	1	1	5	3	1	7	4	2	1	1	8	2	2	4	
2711 北大阪	11	9	2	22	18	1	33	27	3	1	5	10	6	10	23	3
2712 泉大津	1	0	0	4	3	1	5	3	1	0	0	1	0	0	3	
2713 茨木	12	7	2	20	16	3	32	23	5	1	3	7	4	8	19	2
<b>兵庫局</b>	<b>154</b>	<b>98</b>	<b>43</b>	<b>239</b>	<b>183</b>	<b>22</b>	<b>393</b>	<b>281</b>	<b>65</b>	<b>36</b>	<b>28</b>	<b>177</b>	<b>118</b>	<b>134</b>	<b>265</b>	<b>39</b>
2801 神戸東	38	22	14	37	32	3	75	54	17	7	6	30	22	29	47	7
2802 神戸西	32	22	8	45	39	3	77	61	11	5	5	29	21	27	55	8
2803 尼崎	42	23	14	83	59	8	125	82	22	15	13	75	46	38	90	12
2804 姫路	8	4	3	10	7	0	18	11	3	0	0	4	3	4	10	1
2805 伊丹	4	0	3	7	5	3	11	5	6	4	0	9	6	4	7	1
2806 西宮	11	9	0	19	12	1	30	21	1	0	1	10	6	9	18	2
2807 加古川	16	12	1	17	13	3	33	25	4	5	3	16	10	17	18	3
2808 西脇	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
2809 但馬	0	0	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	
2810 相生	2	5	0	14	11	0	16	16	0	0	3	3	3	5	14	1
2811 淡路	1	1	0	4	2	1	5	3	1	0	0	1	1	1	3	

※肺がん、中皮腫以外の請求を含む数字

# 特集 / クボタショックから2年

労災保険法・石綿による肺がん及び中気腫の処理経過簿

No.	氏名	番号	労働者氏名	生年月日	性別	係名	係番号	所属年月日	所属時年齢	事業場名	労働保険番号	業種	職種	死亡年月日	事業請求年月	事業請求年月経請求年月	事業請求年月経請求年月	療養決定日	休業決定日	遷移決定日	療養上外	業務内の場合の理由	その他の理由	療養所	作業休業期間	療養開始日	療養終了日	備考		
1	27	大塚中央	男	2	男						5501																			
2	27	大塚中央	男	2	男						5501																			
3	27	大塚中央	男	2	男						5501																			
4	27	大塚中央	男	1	男						5501																			
5	27	大塚中央	男	2	男						5801																			
6	27	大塚中央	男	2	男						5501																			
7	27	大塚中央	女	2	女						8416																			
8	27	大塚中央	男	2	男						5591																			
9	27	大塚中央	男	2	男						5591																			
10	27	大塚中央	男	2	男						7101																			
11	27	大塚中央	男	2	男						5801																			
12	27	大塚中央	男	2	男						5506																			
13	27	大塚中央	女	2	女						4208																			
14	27	大塚中央	男	2	男						5501																			
15	27	大塚中央	男	2	男						5801																			
16	27	大塚中央	男	2	男																									
17	27	大塚中央	男	2	男																									
18	27	大塚中央	男	2	男																									
19	27	大塚中央	男	1	男						4208																			
20	27	大塚中央	男	2	男						5301																			
21	27	大塚中央	男	1	男																									
22	27	大塚中央	男	1	男						5594																			
23	27	大塚中央	男	2	男						5411																			
24	27	大塚中央	男	1	男						5501																			
25	27	大塚中央	男	2	男																									
26	27	大塚中央	男	2	男																									
27	27	大塚中央	男	2	男																									
28	27	大塚中央	男	1	男						5501																			
29	27	大塚中央	男	2	男						9405																			
30	27	大塚中央	男	2	男																									
31	27	大塚中央	男	2	男																									
32	27	大塚中央	男	1	男						5505																			
33	27	大塚中央	男	1	男						5508																			
34	27	大塚中央	男	1	男						5500																			
35	27	大塚中央	男	2	男						5801																			
36	27	大塚中央	男	2	男						5801																			
37	27	大塚中央	男	1	男						7101																			
38	27	大塚中央	男	2	男																									
39	27	大塚中央	男	2	男																									
40	27	大塚中央	男	1	男																									
41	27	大塚中央	男	2	男																									
42	27	大塚中央	女	2	女																									

特別遺族給付金に係る処理経過簿

(別添)

項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	医学的 所見等	決定等 の区分	決定等 年月日	最終事業場名	業 務 番 号	業務上の場合		業務外の場合		備考
															ばく露閉年月 月ばく露閉年月	ばく露閉年月 月ばく露閉年月	ばく露作 業の種類	理由	
			(E21期) 厚生太郎	(E21期) S13.20	1 男 2 女	1 年金 2 一時金	(E21期) H18.27	1 がん 2 脳血管障害 3 呼吸器 4 急性心不全 5 肺炎 6 肺炎以外	(E21期) H10.20	1 石狩府所見有り 2 胸腺マーカー所見 3 有リ 4 石狩府所見有り 5 肺炎 6 医学的所見なし (腫瘍印鑑可)	業務上 1 業務上 2 閉鎖 3 閉鎖 4 閉鎖	(E21期) H18.20	OO工業△△工場 OO建設(株) 等	(E21期) 35	コンクリート工事 (E21期) 3(7)	(E21期) S24.4	(E21期) S24.4	1 労働者非該当 2 ばく露作業歴な し 3 ばく露作業歴の 不 4 医学的所見なし 5 医学的所見なし 6 肺炎以外 7 その他	業務外の理由が(その他) の場合や回送事業の場合 などに記入する
1	27	大阪中央			1			2			1			94					
2	27	大阪中央			1			1			1			35					
3	27	大阪中央			1			2			1			35					
4	27	大阪中央			1			2			1			35					
5	27	大阪中央			1			2			1			35					
6	27	大阪中央			1			2			1			35					
7	27	大阪中央			1			2			1			35					
8	27	大阪中央			1			2			1			38					
9	27	大阪中央			1			3			1			49					H19.1.30大阪局天 濱書から回送交付
10	27	大阪南			1			2			1			49					H18.4.13大阪局大 阪中央署から回送 交付
11	27	大阪南			1			2			1			49					
12	27	大阪南			1			2			1			58					
13	27	大阪南			2			2			1			49					
14	27	大阪南			1			2			1			59					

## 特集 / クボタショックから2年

場からの石綿飛散が周辺工場の労働者に石綿被害をもたらしているにもかかわらず、その勤め先の工場での石綿ばく露が多少なりともあったことをもってその工場での石綿ばく露を原因として労災認定されている事案が相当数あるのではないかとみられている。

現に、クボタ旧神崎工場から南側、JR神戸線を挟んだ向側にあるヤンマー尼崎工場では中皮腫患者が10名以上発生していると報道されており、これがヤンマー内での労災として処理されている可能性がある。(ヤンマー工場内では、排気管を被覆するために白石綿を使用していたなどの石綿取り扱いの事実があったものの、建物の「ほこり」の分析によって、社内で使用されていない青石綿を検出したことが報告されている。

また、石綿新法によって肺がんで認定された元ヤンマー労働者1名(職歴上の石綿ばく露なし)に対してクボタが救済金を支払っている。ヤンマー尼崎工場がクボタ由来の著しい石綿汚染にさらされていたことは疑いようがない。

### 公表認定事業場名と処理経過簿開示結果

たとえば、兵庫県の尼崎、神戸東、神戸西、大阪府の大阪中央、東大阪、岸和田の各労基署について、クボタショック直後の労災認定事業場名公表結果を労基署別に整理すると表2～7のようになる(労災認定事業場名の公表結果は、[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)に掲載されている「石綿ばく露歴把握のための手引」を参照した。)これらと今回開示された「処理経過簿」(事業場名非開示)を、この間報道された企業の認定状況も踏まえつつ比べてみた。

表2 尼崎署の労災認定事業場名公表(～2004年度認定分)

尼崎署	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	(株)クボタ阪神工	石綿パイプの製造		1	
2	(株)クボタ大浜工場神崎分工場	石綿パイプ製造、石綿板加工作業	14	33	平成9年事業場廃止
3	(株)中川工業所	石綿製品の切断	2		現在の取扱いなし
4	(社)日本水道協会神崎検査所	水道用石綿セメント管の検査業務		1	石綿使用中止 (株)クボタ大浜工場神崎分工場内での間接ばく露
5	クボニ運送(株)	石綿原料及び石綿パイプ製品の積込・運搬作業及びその周辺での作業	1	1	現在の取扱いなし
6	日本通運(株)阪神支店	アスベスト荷卸し作業		1	-
7	岩住サッシ(株)	サッシ製造時、石綿を切断、挟み込み作業		1	-
8	古市建設	鉄工材料の図面描き		1	事業場廃止
9	三菱電機(株)交通システム事業所	石綿製品の切断等作業		1	石綿使用中止
10	神鋼鋼線工業(株)	アスベスト材の切断作業		1	事業場廃止(製造部門廃止による)
11	大阪動力工業(株)	機械装置の据付工事		1	現在の取扱いなし
12	野村シャッター	石綿製品が建材等として用いられている建物等の補修又は解体作業の際、石綿をそぎ落とす作業に従事		1	事業場廃止
13	(株)清水組	石綿製品が建材等として用いられている建物等の補修又は解体作業	1		他の事業場でも石綿ばく露あり
14	田村建設	モルタル材料に石綿を混入する作業		1	-
<b>14事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>18</b>	<b>44</b>	

【尼崎】(尼崎市) 尼崎管内では公表されたのは14事業場。認定件数ベースでは全体で62件(肺がん18、中皮腫44)、そのうちクボタ旧神崎工場(表では、「(株)クボタ大浜工場神崎分工場」)が約4分の

3を占める。これを含めて1～6はクボタとその関連企業だ。

厚労省の分類では7～10が非建設事業、11～14が建設事業。これらの企業の所在地や被災者の作業地域が、クボタの影響があり得る地域にあったかどうかが一つの問題だ。

さて開示された「処理経過簿」（労災保険法と石綿新法と合わせて）から、尼崎の2005年度、2006年度の労災保険法・石綿新法での認定事案（肺がん38件、中皮腫90件）をみると次のようなことがわかる。（以下の記述における業種番号などの業種コードは、全国安全センター情報公開推進局HP掲載を参照。<http://www.joshrc.org/open/files/20030000-003.pdf>）

- 1) 業種番号49「その他の窯業又は土石製品製造業」で27件（肺がん14、中皮腫13）と最も多く認定している。クボタ旧神崎工場のような石綿製品製造は「49」に該当するので、ここにクボタやその構内下請企業である中川工業所やクボニ運送が入る。クボタとともに石綿を大量に取り扱っていたことが知られ、クボタから西北西約1.5キロにあった関西スレートもここに入る。
- 2) 業種番号30番台の「建設事業」に該当するものが19件（肺がん5、中皮腫14）。
- 3) 業種番号41「食料品製造業」1件（中皮腫）、45「パルプ又は紙製造業」2件（中皮腫）、47「化学工業」3件（肺がん1、中皮腫2）、50「金属精錬業」2件（中皮腫）、51「非鉄金属精錬業」1件（中皮腫）、52「金属材料製造業」1件（中皮腫）、53「鋳物業」2件（肺がん1、中皮腫2）、54「金属製品製造業又は金属加工業」8件（肺がん1、中皮腫7）、56「機械器具製造業（電気・輸送用・船舶等をのぞく）」17件（肺がん2、中皮腫15）、57「電気機械器具製造業」3件（中皮腫）、58「輸送用機械器具製造業」8件（中皮腫8）、61「その他製造業」2件（肺がん1、中皮腫1）と、多様な製造業事業場で認定されている。
- 4) 製造業の「56「機械器具製造業（電気・輸送用・船舶等をのぞく）」のうち5件（中皮腫）が「5601「原動機製造業」と記されており、ヤンマー尼崎工場での認定事案である可能性がある（もちろん4桁コードが付されていない事案のなかにもその可能性がある）。
- 5) 72「貨物取扱事業（国境関係を除く）」で6件（肺がん3、中皮腫3）が認定されている。クボタに石綿を運んでいた日本通運の認定事案がこれに含まれているとみられる。
- 6) 81「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」6件（中皮腫6）で、電力会社関係で認定されているとみられる。
- 7) 93「ビルメンテナンス」で1件（中皮腫）、94「その他の各種事業」20件（肺がん10、中皮腫10）
- 8) これらを表2と比較してみると、業種的に表2にないものとしては41「食料品製造業」、45「パルプ又は紙製造業」、47「化学工業」、50「金属精錬業」、51「非鉄金属精錬業」、53「鋳物業」、58「輸送用機械器具製造業」、81「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」、93「ビルメンテナンス」。業種分類による数字ではあるが、様

## 特集 / クボタショックから2年

々な業種にわたっていること、件数の多さからみて、同一事業場での多発又は事業場数の増加を物語っている。30番台の建設事業では、公表事業場は3社であったが、認定件数は19件に及んでいることから、認定事業場も著しく増加したとみられる。

- 9) 以上の検討から、2005年度、2006年度の2年間で、「新規に認定者を出した事業場が数多くあること」、「既存の認定事業場のうち認定件数を増加させている事業場があること」が推定される。
- 10) 肺がん、中皮腫以外の疾患について「処理経過簿」に記載があったのは4件で、石綿肺1件並びにじん肺（続発性気管支拡張症合併）1件（56「機械器具製造業」）、良性石綿胸水1件（49「その他の窯業又は土石製品製造業」）、びまん性胸膜肥厚1件

（81「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」）だった。

【神戸東】（神戸市灘区・中央区）

神戸東管内では公表されたのは10事業場。認定件数ベースでは全体で13件（肺がん1、中皮腫12）。川崎重工神戸工場で中皮腫3件、神戸製鋼所神戸製鉄所で肺がん1件・中皮腫1件のほかは中皮腫各1件となっている。厚労省の分類では1～7が非建設事業、8～10が建設事業。

今回開示された「処理経過簿」（肺がん29件、中皮腫47件）を見てわかったことは、

- 1) 業種番号35「建築事業」で5件（肺がん3、中皮腫2）認定。
- 2) 36「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」1件（中皮腫）、46「印刷又は製本業」1件（中皮腫）、47「化学工業」1件（中皮腫）、50「金属精錬業」7

件（肺がん1、中皮腫6）、52「金属材料品製造業」1件（中皮腫）、56「機械器具製造業」6件（肺がん3、中皮腫3）、57「輸送用機械器具製造業」1件（中皮腫）、59「船舶製造又は修理業」19件（肺がん5、中皮腫14）といった製造業事業場で認定されている。

3) 56「機械器具製造業」のうち5601「原動機製造業」とされているのが5件あり、これは

表3 神戸東署の労災認定事業場名公表（～2004年度認定分）

神戸東	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	鋳込み作業	1	1	石綿使用中止
2	(有)インテルナきたむら	家具販売業で倉庫での作業		1	事業場廃止
3	幸進運輸	港湾荷役作業		1	事業場廃止
4	甲陽運輸(株)	船内荷役		1	石綿使用中止
5	石崎(株)	瓶詰機、洗瓶機の稼働、保守、検査		1	石綿使用中止
6	川崎重工業(株)神戸工場	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業、石綿製品を用いて行う断熱のための被覆又は補修作業		3	石綿使用中止
7	川崎製鉄(株)阪神製造所	鉄板の焼鈍時に石綿を使用		1	事業場廃止
8	(株)きんでん神戸支社	配管・配線工事		1	石綿使用中止。被災労働者は、出張作業による石綿暴露であり、事業所内での取り扱いはない。
9	岬工業(株)神戸営業所	コンクリート壁のせん孔作業		1	-
10	鈴木断熱工業(株)	石綿製品を用いて行う断熱等のための被覆等又は補修作業		1	石綿使用中止
<b>10事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	



各種エンジンを製造する川崎重工業神戸工場の可能性がある。

- 4) 59「船舶製造又は修理業」19件と集中しているが、これは主として川崎重工神戸工場に隣接する川崎造船及びその下請事業場とみられる。ちなみに19件のうち6件(肺がん2、中皮腫4)が石綿新法で救済された時効事案。
- 5) 73「港湾貨物取扱事業」4件(肺がん2、中皮腫2)、75「港湾荷役事業」18件(肺がん9、中皮腫9)で港湾関係で少なくとも22件認定されている。
- 6) 94「その他の各種事業」7件(肺がん4、中皮腫3)、96「倉庫、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」で4件(肺がん2、中皮腫2)。
- 7) 尼崎と同様に、新規労災認定事業場の相当数の増加、既公表認定事業場での認定件数増加が推定される。
- 8) なお肺がん、中皮腫以外の疾患について

「処理経過簿」に記載があったのは2件で、良性石綿胸水1件(59「船舶製造又は修理業」、じん肺合併肺がん1件(56「機械器具製造業」)だった。

【神戸西】(神戸市兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・西区)

神戸西管内で公表されたのは8事業場。認定件数ベースでは中皮腫21件で、三菱重工業神戸造船所と川崎重工業車輛カンパニー兵庫工場でその3分の2を占めている。

厚労省の分類では1～7が非建設事業、8が建設事業。

今回開示された「処理経過簿」(肺がん27件、中皮腫55件)を見てわかったことは、

- 1) 業種番号35「建築事業」で9件(肺がん3、中皮腫6)、36「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」で1件(中皮腫)、37「その他の建設事業」で1件(中皮腫)、建設関連で合計11件認定。

- 2) 47「化学工業」2件(肺がん)でこのうち1件は4717「タイヤ又はチューブ製造業」での認定。49「その他の窯業又は土石製品製造業」で1件(中皮腫)。
- 3) 50「金属精錬業」1件(中皮腫)、51「金属製品製造業又は金属加工業」2件(肺がん1、中皮腫1)、56「機械器具製造業」28件(肺がん12、中皮腫16)、57「電

表4 神戸西署の労災認定事業場名公表(～2004年度認定分)

神戸西	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	ヨークジャパン(株)	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業		1	石綿使用中止。出張業務のため、事業場内での取扱いはない。
2	安藤工業(株)	石綿切断作業		1	事業場廃止
3	河原冷熱工業(株)	船舶内排気管断熱材取り付け		2	石綿使用中止。出張業務のため、事業場内での取扱いはない。三菱重工業(株)神戸造船所内では<露
4	三菱重工業(株)神戸造船所	修繕船居住区内補修作業監督指揮、配管等の取り付け		7	石綿使用中止。専従としての取り扱いはなく、周辺作業に従事していた。
5	神戸船渠工業(株)	船舶製造の際、石綿による保温工事で使用		1	石綿使用中止
6	川崎重工業(株)車輛カンパニー兵庫工場	石綿使用の鉄道車両工事		7	石綿使用中止
7	川崎重工業(株)兵庫工場	列車組立作業内面補強材		1	石綿使用中止
8	(有)信濃石綿工業所	保冷保温配管工事の際、石綿断熱材巻き付け作業		1	事業場廃止
<b>8事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	

## 特集 / クボタショックから2年

気機械器具製造業」1件（肺がん）、58「輸送用機械器具製造業」21件（肺がん3、中皮腫18）、59「船舶製造又は修理業」9件（肺がん3、中皮腫6）、61「その他の製造業」1件（肺がん、6104「可塑物製品製造業」）となっていて、業種的に集中した認定状況がある。

- 4) 56「機械器具製造業」のうち5601「原動機製造業」12件（肺がん7、中皮腫5）とあり、これは川崎重工業兵庫工場や三菱重工業神戸造船所、その下請企業の可能性がある。58「輸送用機械器具製造業」のうち5802「鉄道車両製造業」11件（肺がん2、中皮腫9）とあり、これは川崎重工業兵庫工場とその下請企業ではないかと思われる。
- 5) 59「船舶製造又は修理業」は主として三菱重工業神戸造船所とその下請企業とみられる。
- 6) 尼崎と同様に、新規労災認定事業場の相当の増加、既公表認定事業場での認定件数増加が推定される。
- 7) なお肺がん、中皮腫以外の疾患について「処理経過簿」に記載があったのは3件で、石綿肺1件（3504「建築物の新設に伴う設備工事業」）、びまん性胸膜肥厚2件（59「船舶製造又は修理業」1、4717「タイヤ又はチューブ製造業」1）での認定。

【大阪中央】（大阪市中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区・生野区 鶴見区）

大阪中央管内で公表されたのは5事業場。認定件数ベースでは7件（肺がん2、中皮腫5）。

厚労省の分類では1、2が非建設事業、3～5が建設事業。

今回開示された「処理経過簿」（肺がん16件、中皮腫41件）を見てわかったことは、

- 1) 業種番号35「建築事業」、38「既設建築物設備工事業」など建築事業関係を合わせると39件（肺がん12、中皮腫27）と認定件数が多い。これは、管内にゼネコン大手支社があること、小規模な工事会社も多いことが影響しているとみられる。
- 2) 製造業では、4107「パン又は菓子製造業」1件（中皮腫）、42「繊維工業又は繊維製品製造業」2件（肺がん1、中皮腫1）、54「金属製品製造業又は金属加工業」1件（中皮腫）、「ボイラー製造、配管」1件（肺がん）、「接着剤製造業」1件（中皮腫）、「船室艙装工事」1件（中皮腫）と多くの業種で認定されている。
- 3) 71「交通運輸業」2件（肺がん1、中皮腫1）、93「ビルメンテナンス」1件（肺が

表5 大阪中央署の労災認定事業場名公表（～2004年度認定分）

大阪中央	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	大和産栗(株)	合成ゴム、セメント製造時、石綿を混入		1	事業場廃止
2	東洋スレート(株)	スレート製造時、石綿パルプ、セメント使用	1		事業場廃止。昭和57年に製造工場は閉鎖..
3	(株)荻野製作所	ダクト工として屋内配管工事に従事		1	事業場廃止
4	ニチアス(株)大阪支社	建築物の天井、壁、柱等に石綿繊維の吹き付け工事	1	2	石綿使用中止
5	関西アサヒ冷熱(株)	石綿吹き付け作業現場での配管工事		1	事業場廃止
<b>5事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	

- ん)、94「その他の各種事業」3件（中皮腫）、「小売業」1件（中皮腫）。
- 4) 業種コード等の記載のないものが2件（中皮腫）あった。
- 5) この署においても、建設関連事業での件数増加や業種的な認定状況から、新規労災認定事業場の相当数の増加、既公表認定事業場での認定件数増加が推定される。
- 6) なお肺がん、中皮腫以外の疾患について「処理経過簿」に記載があったのは石綿肺1件（49「その他の窯業又は土石製品製造業」）だった。

【東大阪】（東大阪市・八尾市）

東大阪管内で公表されたのは5事業場。認定件数ベースでは6件（肺がん4、中皮腫2）。日本バルカー八尾工場、五陵石綿、久代ブレーキ八尾工場といった名前の知られた石綿製品製造会社が含まれる。厚労省の分類ではすべて非建設事業。

今回開示された「処理経過簿」（肺がん20件、中皮腫33件※労基署別一覧表から作成した表1では労災保険法での中皮腫26件となっているが、別途開示された処理経過簿ではそれが27件となるので、1件増えた数字になる。）を見てわかったことは、

表6 東大阪署の労災認定事業場名公表（～2004年度認定分）

東大阪	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	久代ブレーキ工業(株)八尾工場	石綿製品の製造工程における作業	1		八尾工場は、事業廃止
2	五陵石綿(株)	石綿ロープ解綿作業		1	昭和38年事業廃止
3	大島応用化学工業(株)	防露材として石綿使用		1	石綿使用中止
4	日本バルカー工業(株)八尾工場	石綿梳面作業	2		石綿使用中止。平成13年3月八尾工場閉鎖
5	理化工業(株)	焼き入れ炉上でタッピングボルト等のかき込み作業、焼き入れ炉石綿の取り替え	1		石綿使用中止。石綿取扱量は、ごく少量
<b>5事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	

- 1) 業種番号35「建築事業」、38「既設建築物設備工事業」など建築事業関係を含めると10件（肺がん5、中皮腫5）認定。
- 2) 製造業では、44「木材又は木製品製造業」1件（中皮腫）、47「化学工業」9件（肺がん5、中皮腫4）、49「その他の窯業又は土石製品製造業」7件（肺がん5、中皮腫2）、58「輸送用機械器具製造業」19件（肺がん3、中皮腫16）、61「その他の製造業」1件（肺がん）、「鋼材製造業」1件（中皮腫）、「菓子製造機器製造」1件（中皮腫）、「金属製品製造業」1件（中皮腫）となっている。
- 3) 47「化学工業」のうち4717「タイヤ又はチューブ製造業」6件（肺がん4、中皮腫2）であり、これや49「その他の窯業又は土石製品製造業」の認定事案が主に日本バルカー工業、五陵石綿、久代ブレーキのものである可能性がある。
- 4) 58「輸送用機械器具製造業」のうち5802「鉄道車両製造業」10件（肺がん1、中皮腫9）であり、これは主に近畿車輛とその下請企業における事案とみられる。
- 5) そのほかは、42「貨物取扱事業」1件（肺がん）、94「その他の各種事業」1件（中皮腫）、「一人親方※業種の記載無し」1件（中皮腫）。

6) 他署と同様に、新規労災認定事業場の相当数の増加、既公表認定事業場での認定件数増加が明らかだろう。

7) なお肺がん、中皮腫以外の疾患について

## 特集 / クボタショックから2年

「処理経過簿」に記載があったのは、石綿肺2件（49「その他の窯業又は土石製品製造業」）だった。

【岸和田】（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・泉南郡・阪南市）

岸和田管内で公表されたのは10事業場。認定件数ベースでは14件（肺がん12、中皮腫2）。厚労省の分類では10だけが建設事業。あとはすべて中小の石綿事業場。管内に泉南地域を抱えているためだ。

今回開示された「処理経過簿」（肺がん20件、中皮腫18件）を見てわかったことは、

- 1) 49「その他の窯業又は土石製品製造業」33件（肺がん19、中皮腫13、石綿肺1）で、そのうち、石綿新法認定事案が18件（肺がん11、中皮腫6、石綿肺1）だった。大阪局管内全体では石綿新法の認定事案の割合は全体の22%（99/439）。ところが、岸和田管内の石綿製品製造業ではこれが55%にのぼっていることが判明した。救済がいかに放置されていたかを示すものだ。事業場名公表事業場における中皮腫

認定件数が14件中2件だったところ、2年分の処理経過簿上では、17件中6件にのぼっている点も注目される。

- 2) このほかは、35「建築事業」2件（中皮腫）、5607「一般産業用機械装置製造業」1件（中皮腫）、81「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」1件（中皮腫）、業種番号の記載無し1件（中皮腫）だった。
- 3) 他署と同様に、新規労災認定事業場の相当数の増加、既公表認定事業場での認定件数増加があるとみられる。

以上のようにすでに公表された労災認定事業場リストと今回開示された「処理経過簿」を比較すると、新規の労災認定事業場の増加、既公表事業場での認定件数が大きく上積みされていることがよくわかる。

クボタショック以後、爆発的に顕在化した石綿被害の現状と将来に向けて、どこの事業場で、どのような作業によって石綿被害が起こっているのかを示すことができる「労災認定事業場名の公表」を行うことは、行政、企業の社会的義務である。事業場内の

労災のみならず、周辺地域などの被害にかかわっても重要な情報である。労災事業場名が所轄労基署だけでなく事業場所在地住所とともに公表されなければならぬ。

表7 岸和田署の労災認定事業場名公表（～2004年度認定分）

岸和田	事業場名	石綿曝露状況	肺がん	中皮腫	現在の取り扱い状況及び特記事項
1	(株)栄屋石綿紡織所	石綿紡織工	3		現在使用中
2	(有)北浦瓦製作	石綿紡績の混合作業他	1		-
3	ミツイ	石綿紡績品のリング工	2		事業場廃止
4	三好石綿工業(株)	ブレーキ製品製造時に混綿、合糸。		2	事業場廃止
5	草竹産業(株)	石綿粉じん作業	1		石綿使用中止。他の事業場での作業歴有り。石綿取扱量はごく少量
6	竹村産業	石綿粉じん作業	1		-
7	南海パッキン工業(株)	石綿編紐作業	1		事業場廃止
8	米崎石綿工業所	石綿糸、石綿布の製造	1		事業場廃止
9	理成石綿工業(株)	はつり工としてよりをかけ糸にする作業	1		-
10	大星保温工業(株)	保温材の取り付け作業	1		事業場廃止
<b>10事業場</b>		<b>認定件数</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	

# アスベスト報道ダイジェスト 2007年6-7月

- 6/2 横浜市鶴見区の朝日石綿（現イーアンドエーマテリアル）旧横浜工場周辺でアスベスト病変が多発している問題で、被害住民で組織する「旧朝日石綿住民被害者の会」の設立総会が同区上町自治会館で開かれた。住民健康診断で28人が胸膜肥厚斑と判明している。
- 6/6 アスベストによる健康被害問題で、奈良県は、国の許可が下りず滞っていた健康影響実態調査を8月初旬に開始する見通しを、県議会厚生委員会が高柳忠夫県議の質問に答え明らかにした。
- 6/8 クボタは旧神崎工場周辺に居住・勤務歴のある肺がん患者2人に救済金を支払うことを決めた。同社が肺がん患者に救済金を支払うのは初めて。1人は70代の女性で、長期間、同工場から1キロ余りの場所に住み、自営業を営んでいた。もう1人は、1950-60年代に同工場南隣のヤンマー尼崎工場に勤務していた男性で石綿を扱う仕事はしていなかった。
- 6/10 1970年代以前にアスベスト工場が数多くあった大阪府泉南地域で、工場での職歴や出入りした経験がない住民16人に、胸膜プラークの病変が見つかったことが、環境省のアスベストによる健康リスク調査で分かった。同省は、生活環境を経由した暴露の可能性があるとみて、当面4年間にわたり調査を継続し、実態解明を進める。
- 6/11 東京都新宿区の日本バルカー工業は、アスベストの吹きつけ工事をしていた子会社の元従業員で、3年前、肺がんで死亡した当時64歳の男性の遺族に対し、作業が原因だったと認めて謝罪し、補償金などとして3000万円を支払った。
- 6/13 横浜市鶴見区の朝日石綿旧横浜工場周辺でアスベスト病変が多発している問題で、同市は「環境省と『健康リスク調査』を8月ごろ開始する」と明らかにした。対象は▽89年以前に鶴見区に居住▽現在、横浜市に在住など。具体的な対応は（1）不安を抱く市民から電話の申し出を受ける（2）保健師が問診（3）横浜労災病院（同市港北区）など5機関で胸部CT検査などを行う。
- 6/14 ニチアスが労働組合交渉に応じないのは不当労働行為だとして、石綿関連疾患の元社員らでつくる「ニチアス・関連企業退職者労働組合」が申し立てた救済申請の第1回調査が、奈良県労働委員会であった。組合側は、20-50年とされる石綿疾患の潜伏期間を根拠に「退職後の期間で回収権は排除されない」と主張。
- 6/20 クボタ旧神崎工場の周辺でアスベスト関連疾患が多発している問題で、尼崎市内に居住歴のある住民107人を対象とした環境省の「健康リスク調査」で、調査を受託している尼崎市は石綿を扱った職歴や工場などに出入りした経験のない40人中11人から、胸膜プラークが見つかったと発表。うち女性が8人。他に女性1人が肺がん。
- 6/27 北海道石狩市の工場で昨年9月、ボイラー室天井のアスベストを除去中に作業現場外で高濃度のアスベストが検出されたのは、以前から床にたまっていたものが風で飛散したためだったことが道の調査で分かった。作業は大気汚染防止法に基づき適正に行われていたが、それでも周囲に飛散するケースとして注目し、道内の業者に注意を呼びかけている。
- 6/30 クボタ・ショックから2年、各地で石綿による健康被害を受けた人や遺族ら約300人が、尼崎市内で集会を開いた。29日～1日、写真家の今井明さんが患者や家族らの表情をとらえた写真展「明日をください」も開いた。また、アスベスト訴訟関西弁護団は29日、石綿被害に関し弁護士による無料電話相談を実施。
- 7/1 大阪府河内長野市の「東洋」の工場周辺住民7人が、胸膜肥厚斑と診断されていた。うち男性1人は肺がんで、別の男性は中皮腫の疑い。支援団体が専門医に診断を依頼し、胸膜肥厚斑が見つかった。市が実施した健康診断では、一部の住民の病変が見落とされ、住民側は市に説明を求める。石綿被害の地域的な広がり調べる環境省の「健康リスク調査」の実施も市に要求する。
- 7/2 アスベストの健康被害を受けた退職者や遺族らでつくる個人加入の労働組合「アスベストユニオン・西日本」が、神戸市中央区を拠点に発足。新労組は、関西方面からの相談が増えたため昨年12月結成の全国組織「アスベストユニオン」の支部として、西日本地域を担当するため設立、権利が保障されにくいケースのある中小企業や下請け企業の社員を支えていく。
- 7/3 石綿肺を患う大阪府和泉市の松本ケイ子さんが、粉じん対策を怠ったとして勤務先だった農業用車両部品製造会社「渡辺工業」を相手取り、感謝料など3300万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。松本さんは同社で84年まで約20年間、耐熱用に石綿が使われたクラッチの研磨作業に従事した。
- 7/5 滋賀県は守山市内の3階建て店舗の解体工事で、アスベストを含む建材が使われていた可能性が高いのに、大気汚染防止法などに基づく県への届け出がされていないとして、施工業者への調査を始めた。県は解体時に適切な飛散防止措置が取られたかも含めて調査している。
- 7/11 勤務中にアスベストを吸い込み中皮腫などで死亡したとして、公務災害と認定された自衛隊員がこれまで2人いたことが分かった。中皮腫・じん肺・アスベストセンターに対して、防衛省が認定状況を回答。認定されたのは、中皮腫で死亡した海上自衛隊員と、石綿肺で死亡した陸自隊員。石綿肺で療養中の陸自隊員1人も公務災害として認定されていた。いずれも、認定は退職後。
- 7/14 アスベストの健康被害に専門的に取り組む個人加盟の地域労組「アスベストユニオンひろしま」が、呉市内で結成大会を開く。労災認定や健康相談の支援のほか、ケースに応じて企業との回

## 特集 / クボタショックから2年

体交渉にも当たりながら、被害者救済を進める。  
7/19 四国電力のアスベスト被害で遺族の女性が「四電は情報公開をすべきだ」と会見で訴えた。夫の父は西条火力発電所に約25年間勤務し、99年に悪性中皮腫で死亡した。だが四電は労災申請ができることを教えてくれず、労災時効も過ぎた。その後石綿救済新法で救済措置を受けたが、「四電は隠ぺいしようとした」と同発電所のOB名簿を頼りに、182人に手紙を送り、被害者の掘り起こしに取り組み始めた。

7/20 新潟県中越沖地震で被災した同県十日町市の娯楽施設で壁の一部が崩れ、アスベストがむき出しになっていることが分かった。今後、倒壊家屋の撤去が本格化することから、解体工事を行う業者に通知を出すなど、石綿飛散防止に乗り出す。県は散水をしながらか解体工事を行い、アスベストをほかの廃棄物と区別し、耐久性の強い繊維を使って二重に梱包して廃棄するなどの対策を求める通知を出すことにしている。

文部科学省は学校施設などでのアスベスト使用状況の追跡調査結果を公表した。4月1日現在で粉じんの飛散による吸引の恐れがある機関は、前回調査の232機関よりも172機関減少し、60機関になった。公立学校9校や私立学校23校も含まれており、同省は早急に対策工事を実施するよう求めている。

7/24 四国電力の火力発電所の元労働者にアスベストによる健康被害があったとして、元社員や家族がアスベスト使用の実態などを明らかにするよう求めている問題で、四国電力側は「健康被害が発生する状況ではなかった」と回答。これを受けて99年に中皮腫で死亡した元男性社員の遺族が損害賠償請求を起こす考えを示した。

若林環境相は閣議後の記者会見で、災害時にアスベストを飛散させないようにするための対策の暫定マニュアルを地震被害を受けた新潟県と長野県に送り、この暫定マニュアルを生かした安全対策の徹底を呼びかけると発表。また8月末までにマニュアルをまとめて全国に通知する方針を明らかにした。

阪府泉南市でアスベスト製品を作っていた旧三好石綿工業を引き継いだ「三菱マテリアル建材」に対し、元従業員と周辺住民が健康被害の補償を求めている問題で、同社は労災認定か石綿健康被害救済法に基づく救済認定を受けた人に限りし上乗せ補償をする関係者に文書で回答した。

7/25 新潟県中越沖地震で被災した建物の建材に

使われているアスベスト飛散問題で、飛散の可能性がある場所が同県柏崎市内に少なくとも10カ所あることが「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の調べで分かった。

7/26 岡山県玉野市の断熱工事会社「山陽断熱」に勤務中、アスベスト被害に遭ったとして「全造船機械労組アスベスト関連産業分会」に加入する従業員の遺族と元従業員の計7人は、同社が交渉に応じないなどとして神奈川県労働委員会に救済を申し立てた。

7/27 環境省は療養中の患者39人を新たに「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき被害者と判定し、療養中の患者は計1033人となった。これまでの内訳は中皮腫820人、肺がん213人。石綿被害者ではないとされたのは260人、資料が不十分などで判断できなかったのは213人。

大量の石綿が埋まっていた旧日本エタニットパイプ鳥栖工場の跡地を購入した九コンが、市に跡地の固定資産評価額の見直しを求めた訴訟の判決が佐賀地裁であった。裁判長は「アスベストを除去すれば土地を原状に戻すことができる」として、現行の評価額に違法性はないと判断、九コン側の請求を棄却した。

川崎重工業と川崎造船は、アスベストによる疾病で労災認定を受けた元社員や元社員の遺族ら「造船・鉄鋼アスベスト被害者の会」6人と面談し、企業の社会的責任を認めて謝罪、元社員らとの補償交渉でも合意した。4月1日から死亡年齢に関係なく一律2100万円を支払う制度に改められた。

7/28 新潟県は専門家に依頼して、新潟県中越沖地震の被災地で損壊した家屋のアスベストを使用した建材の実態調査を行った。日本石綿協会の平井良夫技術委員と県職員ら14人が、柏崎市内の3地区で被災した21棟の家屋を調べ、6割アスベストを含むとみられる建材が見つかった。

7/30 厚生労働省は石綿製品の製造などに携った労働者が退職後に健康診断を無料で受診できる「健康管理手帳」について、交付対象を拡大する労働安全衛生規則の改正案要綱を同省労働政策審議会分科会に諮問し「妥当」との答申を得た。新たな規則は、今年10月から施行され、〈1〉石綿製品の製造や石綿の吹きつけなどの作業に1年以上従事し、すでに10年を超えている〈2〉石綿の運搬業務などに10年以上従事していた——のいずれかの要件を満たせば、手帳が交付される。

# 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円  
●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/joshrc/

# 改善が必要な産業医制度

## あり方検討会の報告書が指摘するもの

産業医制度のあり方などについて検討するため、厚生労働省に設置された「産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会」の報告書が、この8月9日に公表された。産業医制度については、法律上労働者数50人以上の事業場に選任が義務付けられているが、活動が低調であったり、選任自体がなされていなかったりすることもめずらしくなく、また全労働者の約6割が働く小規模な事業場には選任義務がないことなど、課題が指摘され続けてきた。

この検討会は、労働基準局長が昨年3月に設置したもので、趣旨は開催要綱につきのとおり述べられている。

「産業医の制度は、昭和47年の労働安全衛生法の制定の際に、それまでの「医師である衛生管理者」を引き継いで法制化された。また、産業医を養成するために、昭和53年に産業医科大学が設立され、これまで、産業保健に係る高度で専門的な知識を有する二千名以上の卒業生を輩出してきた。

近年、産業保健をめぐるのは、アスベストによる健康障害や、過重労働、メンタルヘルス等新たな課題が生じており、こうした問題を含め、労働者の疾病予防や健康確保を

推進するためには産業医の役割は従来にも増して重要となっている。

こうした中で、

- (1)メンタルヘルス等新たな課題等にも対応しうる産業医を産業医科大学を中心に如何に確保するか
- (2)産業医科大学における高度で専門的な能力を有する産業医の育成を、今後、如何に進めるか
- (3)労働者の健康管理はすべての労働者にあまねく必要であるが、産業医の選任義務のない小規模事業場をはじめとする中小企業において、産業医による健康管理を如何に進めるか
- (4)産業医活動を行うのにふさわしい拠点の確保や産業医のネットワークの形成を如何に進めるか

等の課題が存するところである。

こうしたことから、労働基準局長が参集を求め、産業医や産業医科大学のあり方を検討することを目的として、この検討会を開催する。」

検討項目としてあげられているのは、

- (1)産業医の役割及びその育成等に関する将来ビジョン



- (2) 産業医科大学の将来像及びそのあり方
- (3) 中小企業における産業医活動促進のための労働衛生機関等に対する支援方策
- (4) 産業医科大学卒業生以外の産業医の専門性向上のための研修等の実施方策
- (5) その他産業医・産業医科大学のあり方に関すること

だが、このうち中小企業における産業保健活動を中心に読んでみることにする。

### 低調な中小企業の産業医活動

中小事業場の労働者の健康管理について、平成17年の「労働安全衛生基本調査」によれば、産業医を選任している事業所の割合は、労働者数千人以上で99.8%、500～999人で99.1%、300～499人で94.9%だが、100～299人になると88.6%、50～99人では63.7%となる。また、法律上義務付けられていない50人未満の事業所では7.9%となっている（右表参照）。

産業医の職務は、労働安全衛生規則で定められているが、特に条文で定められている毎月1回の職場巡視を行っている産業医は50.0%でありそのうち嘱託産業医については4割程度であった（平成14年8月の「産業医活動に関する調査報告書」）。

また産業医は衛生委員会の委員となることになっているが、過去1年間に実際に出席しているのは、100～299人、50～99人ともに24%代と低調になっている。（平成17年の基本調査）

これらの数字は産業医制度が中小の事業場ではかなり低調であることをよく示している。

### 地域産保で改善していない小規模事業場の産業保健

50人未満の小規模事業場の調査を行った「今後の産業保健のあり方に関する研究」（平成16年）では、年に1回の定期健康診断については約8割が実施しているが、労働者の健康管理の推進について行っている事項を尋ねると過半数が「とくに何もしていない」と答えている。

そもそも50人未満事業場の産業保健活動については、平成8年の労働安全衛生法改正ではじめて「産業医等に労働者の健康

○産業医を選任している事業所の割合

	平成7年	平成12年	平成17年
計	73.6%	75.8%	75.4%
1,000人以上	99.7%	98.9%	99.8%
500～999人	97.2%	97.7%	99.1%
300～499人	96.0%	97.7%	94.9%
100～299人	87.4%	87.6%	88.6%
50～99人	63.9%	67.8%	63.7%

（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生基本調査」（平成7年、平成12年、平成17年）



管理等の全部または一部を行わせるように努めなければならない。(13条の2)」と健康管理が義務付けられたもので、歴史は浅い。この改正にもとづき、労働基準監督署ごとに「地域産業保健センター」を当該地域の医師会に委託する形で設置された。

法律上、50人未満の事業場について、産業医の役割を果たす窓口になるのは、同センターということになるのだった。しかし、その後10年以上を経て、地域産業保健センターも全国347箇所にもれなく設置されるようになってきているのだが、依然として小規模事業場の産業保健活動のレベルは改善しているとはいえないのである。

### **下請、フランチャイズ 大規模事業上でも枠外**

産業医の選任方法のあり方については、支店や営業所等、一つ一つの事業場について選任義務はないものの、全体としては大規模な労働者数を抱える事業場の問題や、法律上別の事業場である構内下請を有する事業場、またフランチャイズチェーン等の業態で運営される場合の問題がある。現状でもこうした場合に親企業の産業医が、下請などの事業場の産業保健活動にも関与し、総括的に指導している事例があるが、制度面でフォローされている訳ではない。このような業態の下に働く労働者の大多数については、やはり「法律に抵触しない」ことから産業保健活動の枠外となっているのである。

### **高い産業保健に 対する期待**

産業医による産業保健サービスについての現状評価について、興味深い結果が紹介されている。事業場が期待する活動と産業医の活動実態を比較した調査結果である(「産業保健に係るニーズ調査、満足度調査」平成16年)。

事業場の期待以上に行っているものとしては、「健康診断結果に基づく就業上の措置に関する意見陳述」(実態：75.6%、期待：37.6%)、「健康診断有所見者に対する保健指導」(実態：69.7%、期待：53.0%)、「職場巡視の実施」(実態：54.4%、期待：24.7%)等があげられている。

事業場からの期待が高い業務は、「労働者のメンタルヘルス対策に関する助言・指導」(実態：14.6%、期待：38.4%)、「快適な職場の形成対策に関する助言・指導」(実態：12.0%、期待：23.3%)等となっている。

産業医側の従来型の対応に対し、現実の産業保健の問題への対応を事業場側が求めていることを表しているということになるだろう。

### **小規模事業場には 制度を受ける準備がある**

さて、このような産業医制度の問題点を明らかにすることによって、同検討会はこ

れからの産業保健施策の検討方向を示している。

小規模事業場の産業保健施策については、地域産業保健センター事業の周知が不足していることを指摘し、健康診断業務を通して形成された事業場との関係を活かした労働衛生機関によるサービスの提供の可能性も指摘している。また、小規模事業場について労働安全衛生規則に規定するすべての職務を行う必要がなく、職場巡視が必ずしも月に1回も要しない場合があることについて触れている。

そして、産業医の選任義務を50人未満にまで拡大することについて引き続き検討する必要があるとしている。

産業医選任義務の拡大については、かつて労働者数30人以上の線まで拡大する方向で検討が進められたことがあった。産業医と同様、50人以上で義務付けられている衛生委員会の設置について、興味深い数字がある。「小規模事業場の安全衛生対策への労働者参画等の実態に関する調査研究報告書」(平成18年)である。安全衛生に関する委員会について、設置義務のない30～49人の事業場で42.6%が設置しており、10～29人でも26.5%となっている。産業医選任の7.9%とは大きく異なっているのが面白いが、いずれにせよ安全衛生の管理体制を整える職場の基盤は充分にあるといえる数字ではないだろうか。むしろ、過重労働やメンタルヘルス対策が問題となる昨今、この施策はより現実味を帯びてきたとあってよいかも知れない。

## 役に立たなかった 産業医共同選任事業

地域産業保健センター事業以外に、小規模事業場の産業医選任について、国による直接の後押し事業が実施されてきている。「産業医共同選任事業」といわれるものである。

50人未満事業場が共同で一人の産業医を選任した場合に、費用の一部を助成するという事業で、都道府県単位で設置された独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保健推進センターが窓口となって平成9年から行っているものである。

しかしこの事業については、なかなか小規模事業主にとってメリットを感じにくいものになってしまっていた。たとえば事業者団体で取り組もうとしても、個別の事業者にとって産業保健上のアドバイスが必要な場合は、地域産業保健センターで充分用が足りるということがある。しかもこちらは無料ということだから、いちいち複数事業場の調整が必要で、別途負担すべき費用もあるこの制度を活用する理由がない。しかも助成される期間は3年に過ぎない。

今年8月に公表された総務省の「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、産業医共同選任事業の助成費及び実施事業場数は、平成13年からみごとに減り続けている(表参照)。そして勧告の所見は、「現行の産業医共同選任事業については廃止し、小規模事業場が産業医を選任することに対する効果的、効率的な助

表 10 産業医共同選任事業の助成費及び実施事業場数の推移

(単位：千円、事業場、%)

区分 \ 年度		平成 13	14	15	16	17
助成費	予算額 (a)	227,030	222,713	222,713	205,223	201,128
	決算額 (b)	190,301	184,335	179,792	162,497	147,170
	予算執行率 (b/a)	83.8	82.8	80.7	79.2	73.2
事業場数 (伸び率)		2,924 (100)	2,842 (97.2)	2,778 (95.0)	2,506 (85.7)	2,269 (77.6)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 事業場数の伸び率は、平成 13 年度における産業医共同選任事業実施事業場数を 100 とした時の指数である。

総務省「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」H19年8月より

成方策を検討すること。」とされた。

## 6割を占める

### 50人未満事業場労働者

18年改正労働安全衛生法の過重労働対策の要である医師による面接指導は、50人未満事業場については平成20年4月より適用されることになる。国による小規模事業場の産業保健施策は、ほとんど地域産業保健センターにかかっているというのが実情だろう。産業医共同選任事業はいまふ

れたとおりだし、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(たんぼぼ計画)はあくまで限定された取り組みでしかない。

地域産業保健センターを実際の地域の事業場にどう役立つものにするのか、検討会の報告書がきわめて大雑把に示している方向性を踏まえて早急に施策をまとめていくべき時期にきているのではないだろうか。これは日本の労働者の6割に関わる産業保健施策なのであり、応分の予算措置がされなければならないものはずである。



## なくせ! 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税、送料込み)でお売りできます。申し込みは氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

## 韓国からのニュース

### ■仕事でケガしても『労災』を受けられない外国人労働者

外国人労働者ソンヒョン(43. 中国国籍)氏は4ヶ月前に自動車部品を押し出すプレス作業をしていて、拳の骨が折れて手術した。しかし会社は労災として処理をせず、基本給しか支給していない。ベトナムからきたトヒョク(23)氏も03年に木を切り揃える仕事をしていて、手袋を機械に巻き込まれ、親指の先を失った。トヒョク氏は寒い中、切れたところを包帯で巻いて仕事をし、結局感染症で指を切り落とした。トヒョク氏と外国人労働者支援センター関係者が粘り強く労災の要求をして、補償を受け取った。

6月3日の休日に『大邱(テグ)外国人労働者宣教センター』で外国人労働者たちは、教会が主催した医療相談を受けるために列をつくった。この場には、自動車部品を押し出す機械のボタンを長時間押し続けて指が麻痺した人から、慢性筋肉痛を訴える人まで、大小の病いで40人余りが集まった。彼らは大部分不法滞留者の扱いで、痛くても医療、労災保険の恩恵を受けられない。事業主が労災や医療保険に入らないケースが多いからだ。

現行の労災保険はすべての労働者を対象にしている。したがって不法滞留者でも、すべてに該当する。しかし不法滞留者の場合、労災の処理が終わった後、『勤労福祉公団』から『出入国管理所』に不法滞留が申告され、強制出国されるため、会社側も慈悲で治療費で解決したり、医療保険証を貸して、治療したりもする。このように事実上労災保険の死角地帯に置かれた外国人労働者は、『仕事でケガをしても金がなくて、

病院に行けず』、『労災で処理されても、働いていた会社からは追い出される境遇』になってしまう。産業災害処理は勤労福祉公団に「療養申込書」を出せばいいが、この時に病院の診断書と事業主の確認捺印が必要だ。しかし事業主が不法滞留者を雇っている事実を見つけれられたり、関連の罰金を払うことになると思って、確認の捺印をしないケースが多い。そこで『未確認理由書』を添付して、勤労福祉公団に提出しなければならない。大邱外国人労働者宣教センターでは、このように事業主の捺印のない労災申請を手助けした事例が、昨年だけで20件余りになる。大邱外国人労働者宣教センターのコ・ギョンス所長は「外国人労働者が労災にあっても、事業主が療養申込書に捺印を拒否したり、有利な側に解釈して隠すケースが多く、「本来外国人労働者はものも言えず、心配ばかりしていることになる」と話した。

大邱勤労福祉公団によると、昨年と今年の5月までの大邱地域での労災申請件数はわずか46件。このうち労災処理された合法外国人労働者は18人、不法は15人だ。また産業研修生も8人だった。2007年6月6日 オ・ヒョンジュ記者(平和ニュース)

### ■地下鉄駅務員、石綿露出による肺ガンで『労災』／最高裁「蚕室駅の工事過程での石綿露出が原因で肺ガン発病」

地下鉄の駅務員が石綿露出によって肺ガンを発病したとして、産業災害と認定する最高裁の判決が出されて注目されている。

85年から地下鉄公社の駅員として働き、2001年に肺ガンの診断を受け、2003年に死亡した故ユン・某氏は、死亡する前に肺ガ

ンは業務上の疾病として勤労福祉公団に療養申請をしたが、不承認とされた。これによってユン氏は行政訴訟を提起し、1審で敗訴したが2審の勝訴に続き、今回最高裁で最終勝訴したもの。最高裁は「故人が工事が行われた蚕室（チャムシル）駅で働いていて石綿に露出し、露出した石綿が一つの原因とになって、故人の肺ガンが発病し、自然的な進行経過の異常によって悪化した」と判決した。

この事件を担当した法務法人ハンウルによると、ユン氏の場合、85年7月1日から89年8月4日までの4年間、24時間交代勤務の形態で地下鉄2号線の蚕室駅で働いていたが、87年5月18日から88年7月30日まで、駅事務所とキップ売場を移転するなどの工事が行われ、その過程で相当量の石綿が飛んだ可能性が高かった。最高裁は「故人の業務内容、蚕室駅の通路連結工事当時の石綿露出の程度、石綿の有害性と肺ガンとの関連性などを総合すれば、故人が87年から88年に工事が行われた蚕室駅で働きながら石綿に露出し、こうして露出した石綿が一つの原因となって、故人の肺ガンが発病し、自然的な進行経過の異常で悪化したものと推測、判断される」として労災と認定した。

今回の判決は、労働部が方背（パンベ）駅と新設洞（シンソルトン）駅を閉鎖して石綿撤去を予定しているところに、乗務員でない駅員の石綿露出による労災を認めた判決であるだけに、関心が寄せられている。2007年6月8日 ヨン・ユンジョン記者（毎日労働ニュース）

### ■『労災を理由の解雇禁止』は法典にだけあるだけ

13年間新吉（シングル）輸送でハンドル

を握った朴ハンヨン氏は、2004年10月バス料金が入った箱を動かして腰を痛めた。勤労福祉公団から業務上災害と認められて、1年2ヶ月の間療養を行ってきたが、会社は彼に解雇を通知した。今でも朴ハンヨン氏は依然として解雇者の境遇から抜け出せずにいる。

現行法では労災を理由にした解雇を厳格に禁止している。勤労基準法には使用者が業務上負傷または病気の療養を理由として療養中か、療養後30日間は解雇ができないように規定している。身体障害を理由で解雇する場合、障害を受けることになった経緯と治療期間、労働能力喪失の程度などを総合的に考慮して、合理的に判断すべきで、万一障害の程度が軽微で、従来の業務を遂行するのに何ら影響がないのに、単純に労災患者という理由で解雇した場合、労働委員会が『不当解雇』の処分をすることができる。

しかし朴ハンヨン氏が療養を終えて復帰するや、会社は運転手の彼に車庫で仕事を命じた後、結局45日目に解雇を通知した。朴ハンヨン氏は「労災を理由に解雇できないという規定は、法典に存在するだけ」と話す。解雇の後、会社の前で復職デモを行うと、使用側は「復職はありえない」とし、代わりに『小型トラックを買う』、『3千万ウォンを出す』など金品の提示もした。朴氏は不当解雇救済申請を行ったが、ソウル地方労働委員会と中央労働委員会、行政裁判所まで次々と敗訴し、現在2審の裁判が進行中だ。先月末に判事が「どうせ会社との信頼関係が壊れた状況で復職しても、正常な勤務はできないのではないかと、使用側と同じように金銭補償案を提示した。しかし朴ハンヨン氏は「望みはお金でなく、安定した職場」として、これを断った。

既に3年余りを解雇者として暮らしたので、経済的窮乏は到底口に出せないくらい。しかし朴氏の立場は断固としている。「私がこのように金銭的補償で『労災を理由にした解雇』を認めるなら、これから出てくる数多くの被災労働者の先例になることは明らかです。私がそのような先例を作っては絶対にダメですね」。2007年6月20日キム・ミヨン記者（毎日労働ニュース）

### ■労災による労働損失日数、労使紛争の81倍／2005年度労災損失額15兆ウォン越える

2005年の労働災害による労働損失日数は、労使紛争による労働損失日数より、何と81倍も多いことが分かった。

産業安全保健強調週間行事の一環として、3日ソウルCOEXで開催された『ビジョン2030 実現のための安全政策戦略』セミナーで、労働研究院のユン・チョドク専任研究委員は「2005年度の労働災害による労働損失日数は691億8万8千日で、同じ期間の労使紛争による労働損失日数84万8千日の81倍に該当する」と明らかにした。労働災害による経済的損失額もやはり深刻なレベルである。2005年の産業災害損失額は15兆1千288億ウォンで、労使紛争損失額（1兆2千898億ウォン+輸出への支障額8億2千9百万ドル）の10倍を越える。また、「労使紛争が発生して生産が中断されれば、社会問題として、政府次元で即座に多角的な対策が立てられる反面、大事故以外では産業災害に対する社会的関心が不足している」と指摘した。彼は「1996年基準で、わが国の被雇用者1千人当りの産業災害勤労損失日数は3千374日で、台湾(850日)の4倍、シンガポール(72日)の46倍、フランス(1千285日)より2.6倍も高く、国家の競

争力の阻害要因としても作用している」と付け加えた。

しかし労災予防のための国家段階での投資は、依然として不足しているのが実情で、労災予防事業に対する全般的な検討が急がれるとユン研究委員は主張した。

一方、政府は昨年『ビジョン2030』政策によって、年間の労働時間を25年後には16.4%減少させ、産業災害率も25年後に68.8%減少させると明らかにしたことがある。ユン・チョドク専任研究委員は、このためには△産業と雇用構造の急変に伴う安全保健管理体制改善の拡大、△労使協力による労災予防活動の基盤作り、△予防法制と行政体系の専門性・実効性向上、などが必要だと強調した。2007年7月4日キム・ミヨン記者（毎日労働ニュース）

### ■中身を欠いた『石綿管理総合対策』／政府、石綿使用禁止・被害者補償対策は除外／「石綿被害補償法制定しなければ」

政府が石綿管理総合対策を発表したが、被害者への補償対策が不十分だという論議が起きている。政府は3日、石綿使用を禁止することを骨子とする対策を発表したが、被害者への補償対策は健康実態調査のレベルだった。

『石綿管理総合対策』によると、来年1月1日から石綿含有量が0.1%を超える製品の製造・使用・輸入が全面禁止される。政府は今年から2011年までに603億ウォンを投じて石綿使用を基本的に遮断し、学校と地下鉄など公共建築物と大衆利用施設の石綿使用実態を調査し、2010年からは建築物別に石綿地図を作成する計画である。来年から石綿分析の専門機関を指定・運営し、2009年からは建築物撤去に先立ち、石綿専門機関が発給する石綿調査結果書を官

庁に必ず提出しなければならない。これは石綿の解体・除去専門業者だけができるように措置した。工事現場と建築物解体施設のような石綿飛散施設は、周辺の空気の汚染度を調査して石綿管理基準を定め、病院と地下鉄など大衆利用施設の空気中の石綿含有量を常にモニターする一方、含有量が1cc当たり0.01個を越えないように強制基準を制定する方針である。

わが国の場合1970～1980年代に石綿が集中的に輸入・使用され、現在建築物の90%以上に石綿が入っているの、石綿露出による病気の潜伏期間が10～30年であることを勘案する時、今後石綿が国民の健康に大きな脅威になるであろうというのが環境部の予想である。今後30年間、石綿の被害者が頻繁に現れるであろうということである。

しかし3日に政府が発表した石綿管理総

合対策には、石綿被害者に対する補償対策はグッと低いものである。石綿製造業者と鉱山などの近隣住民に対する石綿露出実態調査と、周辺地域健康栄養評価を除けば、石綿被害者補償対策は探しても見あたらない。ただし、環境保健法の制定によって、悪性中皮腫、石綿肺など、石綿関連疾患の補償・支援のための法的根拠を準備中であると説明している。

疫学調査の結果、石綿露出による肺ガン発病の事実が認められたのに、所属していた建設現場の確認が不可能な非正規職であるという理由で、労災不承認の判定を受けた麗水（ヨス）の建設労働者イ・ジェビン氏の事例が繰り返されないためにも、石綿被害者に対する制度整備が急がれる。2007年07月05日キム・ミヨン記者（毎日労働ニュース）

（翻訳：中村猛）



編集／『明日をください』出版委員会  
発行／アットワークス  
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)  
B 5 版 108 ページ 定価 1575 円 (送料別)

クボタ・シヨックから一年  
石綿健康被害救済新法が施行されても  
アスベスト問題は終わらない  
横須賀からクボタまで  
明日への思いをつなぐフォトドキュメント  
『明日をください』  
アスベスト公害と患者・家族の記録  
今井 明 写真・文

# 前線かろ

## 尼崎に新拠点事務所を 開設!!

### 尼 崎

2007年6月末に、「尼崎労働者安全衛生センターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の共同事務所」がJR尼崎駅の南側に開設された。2年前のクボタショック以後の相談対応が増えるにつれて「尼崎に拠点となる事務所があれば良いのに」という思いが強くなった。更には「尼崎での悲劇を世界に発信しなければいけない」という被害者自身の強い願いもあり、皆様方からのカンパが寄せられて今回の設立に繋がったのだ。

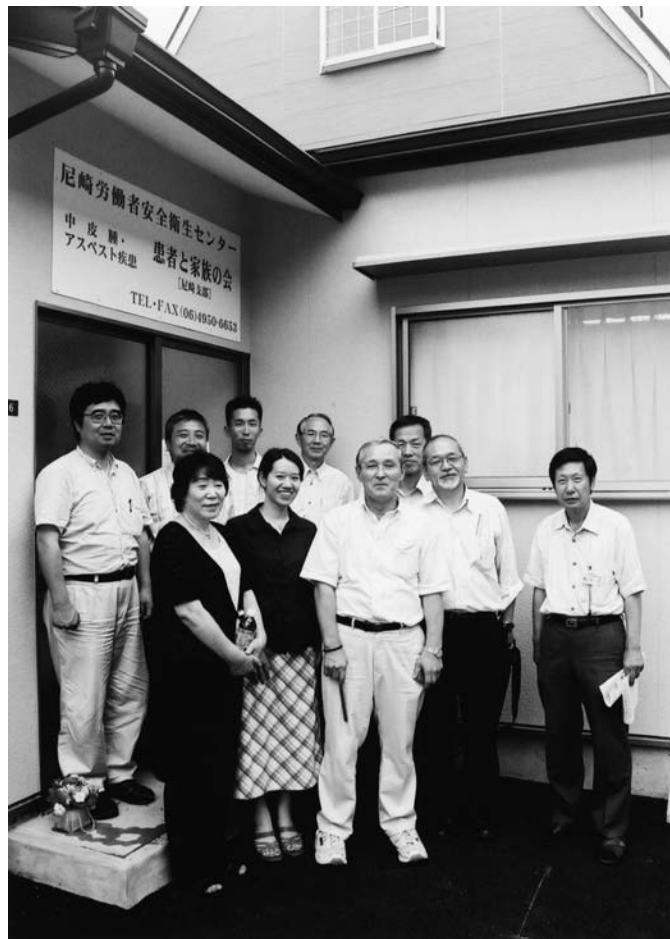
尼崎労働者安全衛生センター事務局長の飯田浩さんがセンター専従となり、被害者の相談に応じる。同時に患者と家族の会尼崎支部の運営にも大きな支えとなり、より細かな救済活動が展開する事と期待されている。

尼崎労働者安全衛生センターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の共同事務所

住所：〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6

Tel&Fax: 06-4950-6653

E-mail: masamiyuki1949@yahoo.co.jp



新事務所前で (撮影 今井明)



# JAM大阪が初めての安全衛生交流集会を開催

## 大阪

JAM大阪は6月10～11日に堺市で「安全衛生交流集会」を開催した。第1日目の10日は連合の労働安全衛生助言者の上野満雄医師が「メンタルヘルス対策」について記念講演、つづいて元大阪安全衛生教育センター講師の笠原博氏による講演と、災害分析のグループ討議を行った。翌11日は、2グループに分かれ、クボタ堺製造所とダイキン工業堺製作所臨海工場を見学、両工場の安全衛生活動の現状を学んだ。

JAMは昨年まで、一般の労働組合安全担当者を対象にした全国労働安全衛生活動交流集会とリーダー養成研修をそれぞれ年に1回開催していた。しかし、二泊三日で全国を対象とした研修日程は、参加可能な対象者が限られてしまい、また開催規模は多くとも2百人までという制限もあることから、交流集会は各地方組織で開催することとし、中央ではリーダー研修のみを実施することとした。

JAM大阪はこれまでも

安全衛生対策部による研修会や職場見学会などを年に数回実施してきたが、丸2日の開催は初めてとなった。今後は、製造業の労働組合の安全衛生活動を推進する活動家をどのように養成していくか、次回以降の取り組みが注目されるころだ。

また、労働安全衛生マネジメントシステムの導入は、いまだ中小規模製造業の職場で進んでいるとはいえ、JAMとしての新たな取り組みが求められているところである。安全センターとしてもこのような動きに積極的に協力していく予定である。

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

## 頸肩腕障害などの上肢障害認定マニュアル

編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)  
体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)

### 主な内容

- 第1章 頸肩腕障害とはどんな疾病か
- 第2章 2つの事例について  
まるでドラマのような展開
- 第3章 さらに頸肩腕障害に踏み込む
- 第4章 診断と治療
- 第5章 労災請求手続きの概要
- 第6章 意見書作成のポイント
- 第7章 医師意見書例、認定事例
- 第8章 なぜ、いま頸肩腕障害なのか  
日本ならびに世界の動向を見据えつつ

## 6, 7月の新聞記事から

- 6/2 岐阜県中津川市で散布作業中の東邦航空のヘリコプター1機がヘリポートから約1・5キロ離れた山林に墜落しているのが見つかり、運転していた同社嘱託社員が死亡した。
- 6/3 尼崎市内の診療所の二階待合室で、患者の男性が女性看護師の腹を果物ナイフで刺し、全治二週間の軽傷を負わせた。
- 6/4 長野と岐阜の県境の北アルプスの奥穂高岳で除雪車をつり上げようとしたヘリコプターが、突風にあおられて墜落した。パイロット1人が足の骨を折るなどのけがをした。
- 6/5 関西電力美浜原発3号機で先月24日、作業員の男性が、ボルトを両手で運び際、床のホースの束につまずき転倒、ボルトと床の間に指を挟み、両手の指2本を骨折する労災事故が発生していたことがわかった。  
三菱重工長崎造船所でじん肺になった従業員など患者39人（うち7人死亡）と遺族28人が、同社に損害賠償を求めた第2陣の訴訟の和解協議が長崎地裁であり、三菱重工は、裁判所が提示していた和解案を拒否。和解交渉は打ち切れ、7月31日に判決が言い渡される。  
神奈川県小田原市の小田原漁港で、クレーン付きトラックがバランスを崩して横転し、近くで作業していた漁師が下敷きになり死亡した。
- 6/6 米国で勤務していた夫がくも膜下出血で死亡したのは過重労働が原因として、大阪市の女性が国を相手に遺族補償給付の不支給処分取り消しなどを求めた訴訟の判決が大阪地裁であり、裁判長は「発症前の業務は過重で死亡と因果関係があると請求を認めた。
- 6/7 京都府舞鶴市の「ダイワボウマテリアルズ舞鶴工場」の第四工場に隣接する研究開発室から火が出て、舞鶴市消防本部などの消防車7台が消火にあたった。第一発見者の男性従業員が両手に軽いやけど。
- 6/8 千葉県市原市教委は、市立小学校の男性教諭所有パソコンから2小学校の児童計269人分の個人情報、「ウィニー」を通じてインターネットに流出したと発表。この男性教諭は5日に自殺したという。
- 6/9 京都府綾部市のトステム綾部で2001年、当時22歳の男性社員が長時間労働により過労死させられたとして、福知山市の両親が同社に損害賠償をを求める訴えを12日にも京都地裁福知山支部に起こす。男性は01年6月、自宅で就寝中に心停止で死亡した。会社の記録では死亡前の6カ月の平均残業時間は月に約50時間だが、両親はV記録外の残業もあった▽深夜交代の勤務だった-などとして、会社の安全配慮義務違反を指摘している。
- 6/11 名古屋市中西区で昨年6月、口論になったタクシードライバーが死亡した事件で、運転手に土下座をさせ、ペットボトルで殴ったうえに中身のお茶をかけた一連の暴行が、運転手の持病だった心筋梗塞を誘発したとして、愛知県警西署は貸金業経営の男性を傷害致死の疑いで逮捕した。
- 6/12 京都市右京区の日新電機の工場内で今年5月、鉄製送風管が落下し作業員が死亡した事故で、京都市上区は労働安全衛生法違反の疑いで元請け業者の「明電プラント&エンジニアリング」と同社の現場責任者を書類送検した。
- 6/13 NHKの番組の収録で昨年5月、出演女性

- が撮影中に左ひざの靭帯を損傷する事故が起きていた。女性は14日に渋谷労働基準監督署に労災申請する。会社は労基署への届け出義務を怠り、労働安全衛生法に違反する疑いもあるという。
- 6/14 大手食品会社の大阪市此花区の工場で、清掃業務を請け負った会社の社員として工場働き、一昨年2月、作事中に機械に手を挟まれて負傷した女性は「偽装請負」だったため、けがを補償する責任は食品会社側にある」と、大手食品会社など3社に対して1200万円余りの損害賠償を求める訴えを今日、大阪地方裁判所に起こす。
- 6/17 大阪市西淀川区のマンションの3階通路に関西中央交通のタクシードライバーが顔面などを骨折し、意識不明で倒れていた。乗客とトラブルになった可能性があるとみて、傷害容疑で捜査。
- 6/18 安倍晋三首相は首相官邸で「トンネルじん肺訴訟」の原告側と対面し、患者と遺族に哀悼の意を表明。午後、国と原告側の間で和解の「合意書」を取り交わした。合意書で国は、じん肺対策を定めた粉じん障害防止規則の改正を明記。原告側は賠償請求の放棄する。その後、20日東京高裁をはじめ、係争中の残り3高裁（仙台、高松、福岡）10地裁（札幌、仙台、東京、新潟、長野、金沢、広島、松江、松山、熊本）でも国と和解する。
- 6/19 東京都渋谷区の温泉施設「渋谷松濤温泉シエスパ」の従業員用施設で爆発が起き、建物は全壊、従業員の女性3人が死亡、通行人など3人が重軽傷を負った。地下の温泉水を地中からくみ上げる設備より混入した天然ガスに引火した疑い。  
土佐塾高校の教諭だった男性が勤務中に過労で倒れ、脳内出血により左半身まひの障害が残ったとして、同校に損害賠償を求めた訴訟は高知地裁で和解が成立。男性は87年から同校の教諭になり、99年からは学生寮の寮長も兼務。平日の拘束時間は17時間半だった。
- 6/23 兵庫県尼崎市の県道で、酒酔い運転のワゴン車が反対車線にはみ出してタクシーに衝突、タクシードライバーと、乗客の女性が死亡した。  
堺市南区の廃校になった高校の敷地内で、下水道管の埋設工事を行っていた男性が、崩落した土砂で生き埋めになり、救出されたが死亡。
- 6/25 東京都昭島市のヤマト運輸西東京主管支店で、アルバイトの男性が、派遣社員をサバイバルナイフで刺し、派遣社員は死亡。アルバイト男性は数か月前から仕事のことで派遣社員から何度も注意されていたという。
- 6/27 富士通グループ「九州テン」福岡支店のシステムエンジニア男性が入社半年後の2000年に自殺したのは仕事のストレスが原因として、父親が福岡中央労働基準監督署の労災不支給処分取消しを求めた訴訟で、福岡地裁は、業務との因果関係を認め、同労基署の処分を取り消した。
- 6/28 京都市立下鴨中に勤務中し「抑うつ状態」と診断され、休職中の98年12月に自殺した教員について、妻が地方公務員災害補償基金府支部長を相手取り、公務外災害認定の取り消しを求める訴訟を京都地裁に起こした。  
マンション建設現場で内装工事中に右手指を切断した山形県の大工が労災認定を求めた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷は上告を棄却。『「労働者」とは言えない』とした。

## 6, 7月の新聞記事から

- 7/1 広島県三原市の空き地で、タクシー運転手が胸に包丁が刺さり死亡していた。売上金がなくなっており、県警は強盗殺人事件として捜査。
- 7/3 笛吹市で06年3月、県立山梨高校定時制教諭が元教え子に刺殺され、妻が公務災害認定を求めている問題で、県高校障害児学校教職員組合は、地方公務員災害補償基金県支部の審査会に公務災害認定を求める1293人分の署名を提出。
- 7/4 今年2月、東京都江東区の港灣地区で、倉庫作業などに従事し、荷崩れに巻き込まれ、左足骨折の重傷を負った男性が、人材派遣大手「グッドウィル」から派遣され、職業安定法違反となる二重派遣の状態で、労働者派遣法が禁止する港灣での荷物の積み下ろし作業に従事していた疑いがあるとして、厚生労働省が調査を始めた。  
神戸市長田区の阪神高速山手線北行きの長田トンネルで、リサイクル会社「シンノウ」の大型トレーラーが側壁に衝突。運転手が車外に投げ出され、間もなく死亡。
- 7/6 夫が心筋梗塞で死亡したのは過労が原因だとして、大阪府内の女性らが松下電器を相手取り、計約1億6000万円の損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁で和解が成立、和解条項には解決金支払いのほか、同社が従業員の健康、労働時間の管理徹底を表明することなどが盛り込まれた。
- 7/7 大阪府八尾市の「東洋アルミニウム」八尾製造所のアルミ箔酸化炉内で、修理責任者の同社社員が血を流して倒れているのが見つかり、社員は死亡した。
- 7/9 津市美里町の片田取水口付近で2月、市水道局臨時職員が長野川に転落して死亡した労災事故で、津労働基準監督署は、管理責任者の津市水道局水質管理担当専事兼浄水課長と津市を労働安全衛生法違反の疑いで津地検に書類送検した。取水口の擁壁の間約88センチに手すり付きの橋を、担当専事と市は設置しなかった疑い。
- 7/10 大阪府住吉区の南海高野線の踏切付近で、上り準急電車で、別の下り列車の車掌がはねられ死亡した。大阪府警は走行中に扉が開き、転落したとみて、事故と自殺の両面で調べている。  
鹿屋労働基準監督署は鹿児島地検鹿屋支部に、福岡県朝倉市の「廣久葛本舗」と同社長を労働安全衛生法違反容疑で書類送検。今年2月同社工場で従業員が、機械に巻き込まれ死亡した事故で、機械に覆いなどをして危険を防止する措置をしなかった疑い。
- 7/12 大阪府泉佐野市のJR阪和線の「新家陸橋」付近で、普通電車が走行中、陸橋下の道路を通ろうとしたクレーン付きトラックの車体が線路に接触し、レールが押し上げられて車両が脱線。乗客1人とトラックに乗っていた2人がけが。  
京都市山科区の名神高速で5月、車4台が衝突して1人が死亡、2人が軽傷を負った事故で、京都府警は最初に追突事故を起こしたトラック運転手に過労運転を命じたとして熊本県の運送会社「横溝物流サービス」社長を道路交通法違反（過労運転の下命）容疑で逮捕した。
- 7/16 新潟県上中越沖を震源とする強い地震があり、同県柏崎市、刈羽村、長野県飯綱町で震度6強を観測した。柏崎市で少なくとも944棟の家屋が倒壊し、10人が死亡し、負傷者は1308人。  
大阪府河内長野市の農道工事現場で土砂崩れが発生し、男性作業員1人が生き埋めになり、意識不明の重体。ほか作業員3人が軽いけが。
- 7/18 JR西日本の運転士が自殺したのは過酷な日勤教育が原因だとして、父親が労災不支給とした尼崎労働基準監督署に処分取り消しを求める訴えを神戸地裁尼崎支部に起こした。
- 7/20 「トンネルじん肺訴訟」の北陸訴訟118人と国との和解が金沢地裁で成立、これで全国11地裁の原告全員が和解した。
- 7/23 中越沖地震発生直後に勤務先の「シモダ産業」で大やけどを負い治療を受けていた会社員が死亡、地震による犠牲者は11人となった。  
三重県東員町の化学製品製造「オキシラン化学」三重工場で、プラスチック加工用の溶剤の入ったタンクが爆発、タンク数基が燃え上がった。爆発で、同社社員1人が全身やけどで重傷。  
埼玉県加須市の印刷会社社員寮で04年8月、社員が焼死した放火事件で、寮に消火器を設置するなどの措置を怠ったとして、社員の両親が会社に対し、慰謝料などの支払いを求める訴訟をさいたま地裁に起こした。両親は、06年7月には行田労働基準監督署に労災申請もしている。
- 7/24 北海道内の炭鉱で石炭採掘に従事し、じん肺になった患者ら258人が、国を相手に総額29億6700万円の損害賠償を求めた訴訟を札幌地裁に起こした。
- 7/25 敦賀市職員が脳こうそくを発症したのは過重な公務によるものだと、福井県に対して公務外認定の取り消しを求めた訴訟の判決が、福井地裁であり、裁判長は請求を棄却。
- 7/26 大阪市天王寺区のマンション建設現場で、くい打ち機が横転し、脇の市道に駐車していた乗用車を直撃。運転席にいた男性作業員が、足首に軽いけがをした。  
富山市婦中町の国道472号で下水道工事をしていた、アルバイト作業員が熱中症で倒れ、病院に運ばれたが死亡。
- 7/27 東京電力は新潟県中越沖地震で被災した柏崎刈羽原発構内で、地震の際に作業員9人が打撲や切り傷などを負っていたことを明らかにした。9人は施設の保守点検などを行う協力会社の男性社員。
- 7/30 日本通運の男性元社員が自殺したのは、会社に退職を迫られたのが原因だったとして、妻ら遺族3人が同社に逸失利益と慰謝料計4800万円余りの損害賠償を求めた訴えを大阪地裁に起こした。元社員は持病のC型肝炎で入院した後、通院しながら職場に復帰したいと上司に伝えると、退職を勧められ、うつ病になり、別の支店へ配転。その後も別の上司から繰り返し退職を迫られ、昨年11月、自宅で首つり自殺をした。  
福岡、長崎県などの炭鉱で働いてじん肺になった患者と遺族が国と企業を相手に損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺訴訟」で、国だけを被告とする患者2人の和解が福岡地裁で成立。05年の提訴以来、和解が成立した患者は167人。
- 7/31 すかいらーくの店長だった夫の過労死は、労働組合が長時間労働の抑制を会社側に十分に求めなかったのが原因などとして、中島晴香さんが同社の労組を相手取り、労働環境改善への努力や謝罪などを求めて武蔵野簡裁に民事調停を申し立てた。